

各協議会規約の改定案

1. 各水系流域治水協議会規約改定案

- 最上川流域治水協議会 . . . 1
- 赤川流域治水協議会 . . . 1 1
- 山形県二級水系流域治水協議会 . . . 1 5

2. 各河川大規模氾濫時の減災対策協議会規約改定案

- 最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会 . . . 1 7
- 最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会 . . . 3 3
- 荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会 . . . 4 2
- 山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会 . . . 4 6

※主な改定点：各機関の組織名称の変更。

従前を取り消し線で、改定を赤文字として表示。

最上川流域治水協議会 規約（改定案）

（設置）

第1条 「最上川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和2年7月豪雨や令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、最上川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象流域）

第3条 協議会は、一級水系最上川流域を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求める事ができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求める事ができる。

（部会）

第6条 幹事会に上流、中流、下流部の個別課題検討のため、部会を設置する。

2 部会は、別表3、別表4、別表5の職にある者をもって構成する。

3 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 部会は、個別の課題を検討し、結果については幹事会へ報告する。

（協議会の実施事項）

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 最上川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、流域治水に関して必要な事項

（会議の公開）

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会及び幹事会の事務局は、山形河川国道事務所、酒田河川国道事務所、新庄河川事務所及び山形県県土整備部河川課が共同で行う。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

規約は、令和2年 9月15日から施行する。

令和3年 1月27日改定

令和3年 7月30日改正

令和5年 7月31日改定

最上川流域治水協議会

- (構成員)
- 山形市長
 - 米沢市長
 - 鶴岡市長
 - 酒田市長
 - 新庄市長
 - 寒河江市長
 - 上山市長
 - 村山市長
 - 長井市長
 - 天童市長
 - 東根市長
 - 尾花沢市長
 - 南陽市長
 - 山辺町長
 - 中山町長
 - 河北町長
 - 西川町長
 - 朝日町長
 - 大江町長
 - 大石田町長
 - 金山町長
 - 最上町長
 - 舟形町長
 - 真室川町長
 - 大蔵村長
 - 鮭川村長
 - 戸沢村長
 - 高畠町長
 - 川西町長
 - 小国町長
 - 白鷹町長
 - 飯豊町長
 - 三川町長
 - 庄内町長
 - 遊佐町長 (オブザーバー)
 - 最上広域市町村圏事務組合 理事長
 - 農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所長
 - 林野庁東北森林管理局 山形森林管理署長
 - 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター東北北海道整備局長
 - 気象庁 山形地方气象台長
 - 山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課長
 - 山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課長
 - 山形県 県土整備部 都市計画課長
 - 山形県 農林水産部 農村整備課長
 - 山形県 県土整備部 下水道課長

別表 1

山形県 県土整備部 河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課長
山形県 県土整備部 建築住宅課長
山形県 村山総合支庁 建設部長
山形県 最上総合支庁 建設部長
山形県 置賜総合支庁 建設部長
山形県 庄内総合支庁 建設部長
山形県 企業局 参事（兼）電気事業課長
最上川中流土地改良区理事長
上山市土地改良区理事長
東北電力株式会社 山形発電技術センター所長
東北電力株式会社 庄内発電技術センター所長
国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所長
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所長
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所長
国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所長

（事務局） 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 調査第一課 ⇒ 流域治水課
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課 ⇒ 流域治水課
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 調査課 ⇒ 流域治水課
山形県 県土整備部 河川課

別表 2

最上川流域治水協議会幹事会

- (構成員)
- 山形市 防災対策課長
 - 山形市 河川整備課長
 - 米沢市 防災危機管理課長
 - 鶴岡市 危機管理監 ⇒ 防災安全課長
 - 酒田市 危機管理課長
 - 新庄市 環境課長兼地域防災監
 - 寒河江市 防災危機管理課長
 - 上山市 庶務課長
 - 村山市 総務課長 ⇒ 防災対策課長
 - 長井市 危機管理主幹 ⇒ 危機管理参与
 - 天童市 危機管理室長
 - 東根市 危機管理室長 ⇒ 総務部長（兼）危機管理室長
 - 尾花沢市 総務課防災危機管理室長
 - 南陽市 総合防災課長
 - 山辺町 防災対策課長
 - 中山町 総務広報課長
 - 河北町 防災・危機管理監(兼)総務課長 ⇒ 防災危機管理課長
 - 西川町 総務課長
 - 朝日町 総務課長
 - 大江町 総務課長
 - 大石田町 総務課長
 - 金山町 町民税務課長
 - 最上町 総務課長 ⇒ 総務企画課 危機管理室長
 - 舟形町 住民税務課長
 - 真室川町 総務課長
 - 大蔵村 総務課危機管理室長
 - 鮭川村 住民税務課長
 - 戸沢村 総務課危機管理室長
 - 高畠町 総務課長
 - 川西町 安全安心課長
 - 小国町 町民税務課長 ⇒ 町民課長
 - 白鷹町 総務課長
 - 飯豊町 総務課長
 - 三川町 総務課長
 - 庄内町 環境防災課長
 - 遊佐町 総務課長（オブザーバー）
 - 最上広域市町村圏事務組合 事務局長兼業務課長
 - 農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 村山北部支所長
 - 農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
 - 林野庁東北森林管理局 山形森林管理署 総括森林整備官
 - 林野庁東北森林管理局 山形森林管理署 総括治山技術官
 - 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
東北北海道整備局 山形水源林整備事務所長
 - 気象庁 山形地方气象台 防災管理官
 - 山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐

別表 2

山形県 農林水産部 農村整備課 農村防災・災害対策主幹
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
山形県 県土整備部 河川課 副主幹（兼）課長補佐
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
山形県 村山総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
⇒ 総務課長（兼）防災安全室長

山形県 村山総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課長
山形県 村山総合支庁建設部 西村山河川砂防課長
山形県 村山総合支庁建設部 北村山河川砂防課長
山形県 最上総合支庁総務企画部 総務課長（兼）防災安全室長
山形県 最上総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 最上総合支庁建設部 高坂ダム管理課長
山形県 置賜総合支庁総務企画部 総務課長（兼）防災安全室長
山形県 置賜総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課長 ⇒
技術主幹（兼）西置賜河川砂防課長（兼）県南豪雨災害復旧対策技術主幹

山形県 庄内総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 庄内総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 企業局 村山電気水道事務所長
最上川中流土地改良区 管理課長
上山市土地改良区 事務局長
東北電力株式会社 山形発電技術センター 土木課長
東北電力株式会社 庄内発電技術センター 課長
国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所（河川）副所長
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所（河川）副所長
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所（河川）副所長
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所（砂防）副所長
国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所（技術）副所長

（事務局） 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 調査第一課 ⇒ 流域治水課
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課 ⇒ 流域治水課
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 調査課 ⇒ 流域治水課
山形県 県土整備部 河川課

- (構成員)
- 山形市 防災対策課長
 - 山形市 河川整備課長
 - 米沢市 防災危機管理課長
 - 寒河江市 防災危機管理課長
 - 上山市 庶務課長
 - 村山市 総務課長 ⇒ 防災対策課長
 - 長井市 危機管理主幹 ⇒ 危機管理参与
 - 天童市 危機管理室長
 - 東根市 危機管理室長 ⇒ 総務部長 (兼) 危機管理室長
 - 南陽市 総合防災課長
 - 山辺町 防災対策課長
 - 中山町 総務広報課長
 - 河北町 防災・危機管理監(兼)総務課長 ⇒ 防災危機管理課長
 - 西川町 総務課長
 - 朝日町 総務課長
 - 大江町 総務課長
 - 高畠町 総務課長
 - 川西町 安全安心課長
 - 小国町 町民税務課長 ⇒ 町民課長
 - 白鷹町 総務課長
 - 飯豊町 総務課長
 - 農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
 - 林野庁東北森林管理局 山形森林管理署 地域林政調整官
 - 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
 - 東北北海道整備局 山形水源林整備事務所長
 - 気象庁 山形地方气象台 防災管理官
 - 山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
 - 山形県 農林水産部 農村整備課 農村防災・災害対策主幹
 - 山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
 - 山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
 - 山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
 - 山形県 県土整備部 河川課 副主幹 (兼) 課長補佐
 - 山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
 - 山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
 - 山形県 村山総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
⇒ 総務課長 (兼) 防災安全室長
 - 山形県 村山総合支庁建設部 河川砂防課長
 - 山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課長
 - 山形県 村山総合支庁建設部 西村山河川砂防課長
 - 山形県 村山総合支庁建設部 北村山河川砂防課長
 - 山形県 置賜総合支庁総務企画部 総務課長 (兼) 防災安全室長
 - 山形県 置賜総合支庁建設部 河川砂防課長
 - 山形県 置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課長 ⇒
技術主幹 (兼) 西置賜河川砂防課長 (兼) 県南豪雨災害復旧対策技術主幹
 - 山形県 企業局 村山電気水道事務所長

最上川中流土地改良区 管理課長

別表 3

上山市土地改良区 事務局長

東北電力株式会社 山形発電技術センター 土木課長

国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 (河川) 副所長

国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 (砂防) 副所長

国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 (技術) 副所長

(事務局) 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 調査第一課 ⇒ 流域治水課
山形県 県土整備部 河川課

別表 4

最上川流域治水協議会幹事会 中流部会

- (構成員) 新庄市 環境課長兼地域防災監
 尾花沢市 総務課防災危機管理室長
 大石田町 総務課長
 金山町 町民税務課長
 最上町 総務課長
 舟形町 住民税務課長
 真室川町 総務課長
 大蔵村 総務課危機管理室長
 鮭川村 住民税務課長
 戸沢村 総務課危機管理室長
 最上広域市町村圏事務組合 事務局長兼業務課長
 農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 村山北部支所長
 農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
 林野庁東北森林管理局 山形森林管理署 地域林政調整官
 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
 東北北海道整備局 山形水源林整備事務所長
 気象庁 山形地方气象台 防災管理官
 山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
 山形県 農林水産部 農村整備課 課長補佐 ⇒ 農村防災・災害対策主幹
 山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
 山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
 山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
 山形県 県土整備部 河川課 副主幹(兼) 課長補佐
 山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
 山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
 山形県 村山総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
 山形県 村山総合支庁建設部 河川砂防課長
 山形県 村山総合支庁建設部 北村山河川砂防課長
 山形県 最上総合支庁総務企画部 総務課長(兼) 防災安全室長
 山形県 最上総合支庁建設部 河川砂防課長
 山形県 最上総合支庁建設部 高坂ダム管理課長
 国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 (河川) 副所長
 国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 (砂防) 副所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 調査課 ⇒ 流域治水課
 山形県 県土整備部 河川課

別表 5

最上川流域治水協議会幹事会 下流部会

- (構成員) 鶴岡市 危機管理監 ⇒ 防災安全課長
 酒田市 危機管理課長
 三川町 総務課長
 庄内町 環境防災課長
 遊佐町 総務課長 (オブザーバー)
 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
 東北北海道整備局 山形水源林整備事務所長
 気象庁 山形地方气象台 防災管理官
 山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
 山形県 農林水産部 農村整備課 課長補佐 ⇒ 農村防災・災害対策主幹
 山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
 山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
 山形県 県土整備部 河川課 副主幹 (兼) 課長補佐
 山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
 山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
 山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
 山形県 庄内総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
 山形県 庄内総合支庁建設部 河川砂防課長
 東北電力株式会社 庄内発電技術センター 課長
 国土交通所東北地方整備局 酒田河川国道事務所 (河川) 副所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課 ⇒ 流域治水課
 山形県 県土整備部 河川課

赤川流域治水協議会 規約 (改定案)

(設置)

第1条 「赤川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、赤川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系赤川流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求める事ができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求める事ができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 赤川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

- 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、酒田河川国道事務所及び山形県県土整備部河川課が共同で行う。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和2年9月18日から施行する。

令和2年12月21日 改正

令和3年2月18日 改正

令和3年7月30日 改正

令和5年7月31日 改正

別表 1

赤川流域治水協議会

- (構成員) 鶴岡市長
酒田市長
三川町長
気象庁 山形地方気象台長
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課長
山形県 農林水産部 農村整備課長
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課長
山形県 県土整備部 都市計画課長
山形県 県土整備部 下水道課長
山形県 県土整備部 河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課長
山形県 県土整備部 建築住宅課長
山形県 庄内総合支庁 総務企画部長
山形県 庄内総合支庁 建設部長
東北電力株式会社 庄内発電技術センター所長
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所長
林野庁 東北森林管理局 庄内森林管理署長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター東北北海道整備局長
国土交通省 東北地方整備局 月山ダム管理所長
国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所長
国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所長
- (事務局) 国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課
⇒ 流域治水課
山形県 県土整備部 河川課

別表 2

赤川流域治水協議会幹事会

- (構成員) 鶴岡市 防災安全課長
鶴岡市 土木課 地域調整主幹
酒田市 危機管理課長
酒田市 整備課長
三川町 総務課長
三川町 建設環境課長
気象庁 山形地方気象台 防災管理官
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
山形県 農林水産部 農村整備課 課長補佐
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
山形県 県土整備部 河川課 副主幹(兼) 課長補佐
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
山形県 庄内総合支庁 総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 庄内総合支庁 建設部 河川砂防課長
山形県 庄内総合支庁 建設部 荒沢ダム管理課長
東北電力株式会社 庄内発電技術センター 課長
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
林野庁 東北森林管理局 庄内森林管理署 次長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 東北北海道整備局
山形水源林整備事務所長
国土交通省 東北地方整備局 月山ダム管理所 専門官
国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所 副所長(砂防)
国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 副所長(河川)
- (事務局) 国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課
⇒ 流域治水課
山形県 県土整備部 河川課

山形県二級水系流域治水協議会 規約（改定案）

（設置）

第1条 「山形県二級水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、別表1に示す二級水系の流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び召集は事務局が行う。

3 事務局は、構成員の同意を得て、別表の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

（1）別表1に示す二級水系の流域で行う流域治水の全体像を共有・検討

（2）河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表

（3）「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

（4）その他、流域治水に関して必要な事項

（協議会資料等の公表）

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（事務局）

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、山形県県土整備部河川課及び山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課に置く。

附則

本規約は、令和3年 3月25日から施行する。

令和5年 7月31日改正

別表 1

山形県二級水系流域治水協議会 対象水系

番号	対象水系	関係市町
1	<small>がっこうがわ</small> 月光川	遊佐町
2	<small>にっこうがわ</small> 日向川	酒田市、遊佐町
3	<small>にいだがわ</small> 新井田川	酒田市
4	<small>さんぜがわ</small> 三瀬川	鶴岡市
5	<small>いらがわ</small> 五十川	鶴岡市
6	<small>あつみがわ</small> 温海川	鶴岡市
7	<small>しょうないおぐにがわ</small> 庄内小国川	鶴岡市
8	<small>ねずがせきがわ</small> 鼠ヶ関川	鶴岡市

計 8 水系

別表 2

山形県二級水系流域治水協議会 構成員

機 関 名	代 表 者
鶴岡市	市 長
酒田市	市 長
遊佐町	町 長
気象庁 山形地方气象台	次長 ⇒ 台長
林野庁 東北森林管理局 庄内森林管理署	庄内森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 山形水源林整備事務所	所 長
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課	防災危機管理課長
山形県 農林水産部 農村整備課	農村整備課長
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課	森林ノミクス推進課長
山形県 県土整備部 都市計画課	都市計画課長
山形県 県土整備部 下水道課	下水道課長
山形県 県土整備部 河川課	河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課	砂防・災害対策課
山形県 県土整備部 建築住宅課	建築住宅課長
山形県 庄内総合支庁	総務企画部長
山形県 庄内総合支庁	建設部長

最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会規約（改定案）

（設置）

第1条 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第三十一号）」第十五条の九及び第十五条の十の規定に基づき、同項に規定する大規模氾濫減災協議会を設置する。

（名称）

第2条 前条の大規模氾濫減災協議会は、「最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」と称する。

2 最上川上流とは、山形河川国道事務所が管理する最上川本支川、及び山形県が管理する別表3の最上川本支川、及び別表4の管理ダムを指すものとする。

（目的）

第3条 協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」への意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して最上川上流における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報や取組状況を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事をまとめた「地域の取組方針」の作成

3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会規約（改定案）

（設置）

第1条 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第三十一号）」第十五条の九及び第十五条の十の規定に基づき、同項に規定する大規模氾濫減災協議会を設置する。

（名称）

第2条 前条の大規模氾濫減災協議会は、「最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」と称する。

2 最上川上流とは、山形河川国道事務所が管理する最上川本支川、及び山形県が管理する別表3の最上川本支川、及び別表4の管理ダムを指すものとする。

（目的）

第3条 協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」への意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して最上川上流における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報や取組状況を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事をまとめた「地域の取組方針」の作成

3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 協議会及び幹事会の事務局は、山形河川国道事務所調査第一課流域治水課及び山形県県土整備部河川課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年 5月31日から施行する。

平成29年 5月23日改正

平成30年 7月 3日改定

令和 元年 6月 3日改定

令和 2年 7月20日改正

令和 3年 7月30日改正

令和 5年 7月31日改定

別表 1

最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会

- (構成員) 山形市長
米沢市長
寒河江市長
上山市長
村山市長
長井市長
天童市長
東根市長
南陽市長
山辺町長
中山町長
河北町長
西川町長
朝日町長
大江町長
高畠町長
川西町長
小国町長
白鷹町長
飯豊町長
農林水産省 東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所長
気象庁 山形地方気象台長
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課長
山形県 農林水産部 農村整備課長
山形県 県土整備部 河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課長
山形県 村山総合支庁 建設部長
山形県 置賜総合支庁 建設部長
山形県 企業局 参事(兼)電気事業課長
最上川中流土地改良区理事長
上山市土地改良区理事長
東北電力株式会社 山形発電技術センター所長
国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所長
国土交通省 東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 調査第一課 ⇒ 流域治水課
山形県県土整備部 河川課

最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会幹事会

- (構成員)
- 山形市 防災対策課長
 山形市 河川整備課長
 米沢市 防災危機管理課長
 寒河江市 防災危機管理課長
 上山市 庶務課長
 村山市 総務課長 ⇒ 防災対策課長
 長井市 危機管理主幹 ⇒ 危機管理参与
 天童市 危機管理室長
 東根市 危機管理室長 ⇒ 総務部長兼危機管理室長
 南陽市 総合防災課長
 山辺町 防災対策課長
 中山町 総務広報課長
 河北町 防災・危機管理監(兼)総務課長
 西川町 総務課長
 朝日町 総務課長 ⇒ 総課主幹兼危機管理対策室長
 大江町 総務課長
 高島町 総務課長
 川西町 安全安心課長
 小国町 町民税務課長 ⇒ 町民課長
 白鷹町 総務課長
 飯豊町 総務課長
 農林水産省 東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
 気象庁 山形地方气象台 防災管理官
 山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
 山形県 農林水産部 農村整備課 農村防災・災害対策主幹
 山形県 県土整備部 河川課 副主幹(兼) 課長補佐
 山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
 山形県 村山総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
 ⇒ 総務課長(兼) 防災安全室長
 山形県 村山総合支庁建設部 河川砂防課長
 山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課長
 山形県 村山総合支庁建設部 西村山河川砂防課長
 山形県 村山総合支庁建設部 北村山河川砂防課長
 山形県 置賜総合支庁総務企画部 総務課長(兼) 防災安全室長
 山形県 置賜総合支庁建設部 河川砂防課長
 山形県 置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課長 ⇒
 技術主幹(兼) 西置賜河川砂防課長(兼) 県南豪雨災害復旧対策技術主幹
 山形県 企業局 村山電気水道事務所長
 最上川中流土地改良区 管理課長
 上山市土地改良区 事務局長
 東北電力株式会社 山形発電技術センター 土木課長
 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 (河川) 副所長
 国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 (技術) 副所長
- (事務局)
- 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 調査第一課 ⇒ 流域治水課
 山形県 県土整備部 河川課

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 協議会及び幹事会の事務局は、山形河川国道事務所調査第一課及び山形県県土整備部河川課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年 5月31日から施行する。

平成29年 5月23日改正

平成30年 7月 3日改定

令和 元年 6月 3日改定

令和 2年 7月20日改正

令和 3年 7月30日改正

令和 5年 7月31日改定

別表 1

最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会

- (構成員)
- 山形市長
 - 米沢市長
 - 寒河江市長
 - 上山市長
 - 村山市長
 - 長井市長
 - 天童市長
 - 東根市長
 - 南陽市長
 - 山辺町長
 - 中山町長
 - 河北町長
 - 西川町長
 - 朝日町長
 - 大江町長
 - 高島町長
 - 川西町長
 - 小国町長
 - 白鷹町長
 - 飯豊町長
 - 農林水産省 東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所長
 - 気象庁 山形地方気象台長
 - 山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課長
 - 山形県 農林水産部 農村整備課長
 - 山形県 県土整備部 河川課長
 - 山形県 県土整備部 砂防・災害対策課長
 - 山形県 村山総合支庁 建設部長
 - 山形県 置賜総合支庁 建設部長
 - 山形県 企業局 参事（兼）電気事業課長
 - 最上川中流土地改良区理事長
 - 上山市土地改良区理事長
 - 東北電力株式会社 山形発電技術センター所長
 - 国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所長
 - 国土交通省 東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所長
- (事務局)
- 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 調査第一課 ⇒ 流域治水課
 - 山形県県土整備部 河川課

最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会幹事会

- (構成員)
- 山形市 防災対策課長
山形市 河川整備課長
米沢市 防災危機管理課長
寒河江市 防災危機管理課長
上山市 庶務課長
村山市 総務課長 ⇒ 防災対策課長
長井市 危機管理主幹 ⇒ 危機管理参与
天童市 危機管理室長
東根市 危機管理室長 ⇒ 総務部長兼危機管理室長
南陽市 総合防災課長
山辺町 防災対策課長
中山町 総務広報課長
河北町 防災・危機管理監(兼)総務課長
西川町 総務課長
朝日町 総務課長 ⇒ 総課主幹兼危機管理対策室長
大江町 総務課長
高畠町 総務課長
川西町 安全安心課長
小国町 町民税務課長 ⇒ 町民課長
白鷹町 総務課長
飯豊町 総務課長
農林水産省 東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
気象庁 山形地方气象台 防災管理官
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
山形県 農林水産部 農村整備課 農村防災・災害対策主幹
山形県 県土整備部 河川課 副主幹(兼) 課長補佐
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
山形県 村山総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
⇒ 総務課長(兼) 防災安全室長
山形県 村山総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課長
山形県 村山総合支庁建設部 西村山河川砂防課長
山形県 村山総合支庁建設部 北村山河川砂防課長
山形県 置賜総合支庁総務企画部 総務課長(兼) 防災安全室長
山形県 置賜総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課長 ⇒
技術主幹(兼) 西置賜河川砂防課長(兼) 県南豪雨災害復旧対策技術主幹
山形県 企業局 村山電気水道事務所長
最上川中流土地改良区 管理課長
上山市土地改良区 事務局長
東北電力株式会社 山形発電技術センター 土木課長
国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 (河川) 副所長
国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 (技術) 副所長
- (事務局)
- 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 調査第一課 ⇒ 流域治水課
山形県 県土整備部 河川課

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿岸市町村
			上 流 端	下 流 端		
最上川	最上川 (松川を含む)		佐原沢の合流点	左岸 米沢市大字中田字 堀立川向一21番の乙地先 右岸 同市大字花沢字 八木橋西上3616番地先	18,500	米沢市
	沢の目川	一次	左岸 村山市大字本飯田字宮沢314番地先 右岸 同市同大字字広表334番地先	最上川への合流点	5,800	村山市
	富並川	一次	村山市大字山ノ内字泥又地先 左岸 村山市大字山ノ内字泥又822番の5地先 右岸 同市同大字同字822番の6地先	同 上	9,100	村山市
	小国沢川	一次	村山市大字大楨字落合1623番の1地先の市道橋下流端	同 上	2,500	村山市
	樽石川	一次	村山市大字樽石字二の沢1017番地先	同 上	4,000	村山市
	田村川	一次	左岸 村山市大字湯野沢字北原2024番の1地先 右岸 同市同大字同字2000番地先	同 上	2,725	村山市
	大旦川	一次	左岸 村山市大字揃山字三沢1879番地先 右岸 同市同大字同字1969番の2地先	最上川への合流点	9,600	村山市
	新川	二次	左岸 東根市大字長瀬字大野4912番の1地先 右岸 同市同大字同字2908番地先	大旦川への合流点	1,900	東根市
	大沢川	二次	左岸 村山市大字橋岡字作野6142番の3地先 右岸 同市同大字字大沢4578番の2地先	同 上	4,600	村山市
	蟬田川	二次	左岸 村山市大字西郷字蟬田795番地先 右岸 同市大字同字811番地先	同 上	1,300	村山市
	赤助川	三次	村山市大字西郷字中田北1036番地先の市道橋下流端	蟬田川への合流点	610	村山市
	新山川	二次	村山市大字揃山字横道3779番地の砂防堰堤下流端	大旦川への合流点	2,300	村山市
	村山申沢川	二次	左岸 村山市大字揃山字山の神2243番地先 右岸 同市同大字字熊倉2182番地先	同 上	1,300	村山市
	千座川	一次	村山市大字岩野字岩の平1651番地先の市道橋下流端	最上川への合流点	6,600	村山市
	湯の入り沢川	二次	村山市湯野沢字前見田1356番の4地先	千座川への合流点	3,000	村山市
	白水川	一次	左岸 東根市大字泉郷元後沢字アザミ沢1404地先 右岸 同市同大字同字1482番の2地先	最上川への合流点	15,000	東根市 河北町
	平内川	二次	左岸 東根市大字蟹沢字方部原722番地先 右岸 同市同大字同字752番の1地先	白水川への合流点	1,000	東根市
	目塔川	二次	左岸 東根市大字東根字水無山9630番地先 右岸 同市同大字字一の沢山9633番地先	同 上	5,882	東根市
	ムクロ沢川	二次	左岸 東根市大字泉郷元後沢字上平1206番の7地先 右岸 同市同大字字玉ノ木1251番の3地先	同 上	850	東根市
	新田川	一次	左岸 東根市大字蟹沢字西252番地先 右岸 同市大字松沢字砂田508番地先	最上川への合流点	2,520	東根市 河北町
	法師川	一次	左岸 西村山郡河北町大字岩木700番地先 右岸 同町同大字695番の14地先	同 上	4,050	河北町
	古佐川	一次	左岸 西村山郡河北町西里字高王山2307番地先 右岸 同町西里同字3522番の8地先	同 上	8,800	河北町
	村山野川	一次	左岸 東根市大字観音寺字立石1665番地先 右岸 同市同大字字間木野1163番の1地先	左岸 東根市大字野田字 シタ舟戸橋1090番地先 右岸 同市同大字同字 1353番地先	10,200	東根市
	荷口川	二次	左岸 東根市大字羽入字向野1093番地先 右岸 同市同大字字小見3番地先	村山野川への合流点	4,650	東根市 河北町
	小見川	三次	左岸 東根市大字羽入字なわ目1684番地先 右岸 同市同大字字角地1767番地先	荷口川への合流点	2,200	東根市
	村山洪川	一次	左岸 山形県西村山郡河北町谷地字下野口322番2地先 右岸 同町谷地同字322番6地先	最上川への合流点	480	河北町
	横川	一次	左岸 寒河江市字雲河原181番地先 右岸 同市同字182番地先	同 上	5,200	寒河江市 河北町
	乱川	一次	東根市大字関山字峠沢山3187番1地先	同 上	22,900	天童市 東根市
	押し切川	二次	天童市大字田麦野字ノキハ1107番地先の市道橋	乱川への合流点	15,300	天童市
	蟹川	二次	左岸 天童市大字山口字荒井原3979番地先 右岸 同市大字川原字子養の神139番地先	同 上	1,500	天童市
猪野沢川	二次	左岸 東根市大字猪野沢字猪野沢2016番地先 右岸 同市同大字字岸崎道南944番地先	同 上	4,000	東根市	
沼沢川	二次	左岸 東根市大字東根字足水982番の2地先 右岸 同市同大字同字1127番の1地先	同 上	4,200	東根市	
倉津川	一次	貫津川の合流点	最上川への合流点	10,860	天童市	
まえ田川	二次	左岸 天童市大字蔵増527番の1地先 右岸 同市同大字字宮田603番の1地先	樽川への合流点	1,255	天童市	
留山川	三次	天童市大字山口字薪山4250番24地先の砂防堰堤下流端	押し切川への合流点	1,100	天童市	

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿岸市町村
			上 流 端	下 流 端		
	てら 寺 川	一次	左岸 山形県西村山郡河北町大字溝延字不動木41番地先 右岸 同町同大字同字63番地先	最上川への合流点	3,400	河北町
	たる 樽 川	一次	左岸 天童市大字蔵増字西松原927番地先(水門) 右岸 同市同大字字西田959番地先	同 上	520	天童市
	ま 寒 河 江 川	一次	根子沢の合流点	左岸 山形県西村山郡西川町大字大井沢字大禿1950番の1地先 右岸 同町大字月岡字上島416番の1地先	17,250	寒河江市 西川町
			左岸 山形県西村山郡西川町大字本道寺字風吹364番地先 右岸 同町大字月岡字夫レ倉651番の3地先	左岸 山形県西村山郡河北町大字溝延字宿川4048番の1地先 右岸 寒河江市大字日田字前野27番の2地先	28,198	
	た 田 沢 川	二次	寒河江市大字慈恩寺字東岳968番の4地先	寒河江川への合流点	2,500	寒河江市
	ま 実 沢 川	三次	左岸 寒河江市大字田代字山押126番地先 右岸 同市同大字同字126番の丙地先	同 上	7,650	寒河江市
	あ 赤 沢 川	三次	左岸 寒河江市大字田代字ハノキ677番地先 右岸 同市同大字同字599番地先	実沢川への合流点	2,500	寒河江市
	う 熊 野 川	二次	篠俣沢の合流点	寒河江川への合流点	13,300	寒河江市
	や 八 木 沢 川	二次	左岸 山形県西村山郡西川町大字睦合字赤坂742番地先 右岸 同町同大字字西沢746番の1地先	同 上	1,000	西川町
	う 宇 佐 川	二次	左岸 山形県西村山郡西川町大字吉川字沢入325番の丙地先 右岸 同町同大字同字317番地先	同 上	1,600	西川町
	か 海 味 川	二次	左岸 山形県西村山郡西川町大字海味字小林282番地先 右岸 同町同大字同字948番の1地先	同 上	1,500	西川町
	ま 間 沢 川	二次	左岸 山形県西村山郡西川町大字海味字小沢沢1085番地先 右岸 同町大字間沢字若山888番の355地先	同 上	5,500	西川町
	つ 綱 取 川	二次	左岸 山形県西村山郡西川町大字綱取字鍋倉302番地先 右岸 同町同大字字原畑192番地先	同 上	3,000	西川町
	あ 水 沢 川	二次	山形県西村山郡西川町大字岩根沢字上の台地先の上小沼砂防堰堤	同 上	3,000	西川町
	た 高 取 川	二次	左岸 山形県西村山郡西川町大字入間字沢の口369番地先 右岸 同町同大字字吉沢平1473番の1地先	同 上	1,000	西川町
	あ 大 入 間 川	二次	左岸 山形県西村山郡西川町大字入間字落合1382番地先 右岸 同町同大字同字731番地先	同 上	3,500	西川町
	よ 四 ツ 谷 川	二次	山形県西村山郡西川町大字月山沢字大倉242番の5地先の砂防堰堤	左岸 山形県西村山郡西川町大字月山沢字一本木238番の8地先 右岸 同町同大字字上野241番の80地先	1,400	西川町
	あ 大 越 川	二次	石跳川の合流点	左岸 山形県西村山郡西川町大字月山沢字大平239番の30番地先 右岸 同町同大字字石見堂ヶ嶽240番の13地先	2,710	西川町
	あ 大 井 沢 川	二次	左岸 山形県西村山郡西川町大字大井沢字名所松1759番の巳地先 右岸 同町同大字大井沢1757番の3地先	同 上	2,000	西川町
	ね 根 子 沢 川	二次	左岸 山形県西村山郡西川町大字大井沢字根子沢3460番地先 右岸 同町同大字同字3461番地先	同 上	3,000	西川町
	ま 沼 川	一次	新沼川分派点	最上川への合流点	4,975	寒河江市
	しん 新 沼 川	一次	寒河江市大字寒河江字仲田154番3地先	同 上	2,313	寒河江市
	あ 赤 沼 川	二次	寒河江市大字寒河江字砂川原415番の2地先の農道橋下流端	沼川への合流点	1,200	寒河江市
	しん 新 田 川	一次	左岸 天童市大字藤内新田字堰端503番の224地先 右岸 同市同大字同字503番の225地先	最上川への合流点	1,300	寒河江市 天童市
	す 須 川	一次	左岸 上市市菖蒲字中平2153番地先 右岸 同市菖蒲字原道1555番の4地先	左岸 山形市大字飯塚中河原1629番地先 右岸 同市同大字同字165番の1地先	32,680	山形市 上市市
	た 立 谷 川	二次	左岸 山形市大字山寺字馬形3544番の1地先(県道・八重坊橋) 右岸 同市同大字字馬立86番の1地先	須川への合流点	15,000	山形市 天童市
	あ 芦 沢 川	三次	左岸 山形市大字山寺字日向袖山2392番地先 右岸 同市同大字字半戸2063番地先	立谷川への合流点	1,000	山形市
	あ 紅 葉 川	三次	盛岡堰堤	同 上	1,600	山形市
	ま 馬 見 ヶ 崎 川	二次	山形市大字上宝沢字葉の木沢国有林21林班地先	左岸 山形市大字成安字前川原2290番地先 右岸 同市同大字同字1693番地先	21,263	山形市
	さ 定 川	三次	左岸 山形市大字洪江字田中173番地先 右岸 同市同大字字三丁目(三糸目)253番の2地先	馬見ヶ崎川への合流点	700	山形市

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿岸市町村
			上 流 端	下 流 端		
	横 懸 前 川	三次	左岸 山形市大字成安字成安663番地先 (市道) 右岸 同市同大字字七反755番地先	同 上	700	山形市
	村山高瀬川	三次	戸沢の合流点	同 上	9,500	山形市
	野 呂 川	四次	山形市高原町字鬼越698番の1地先の農道橋下流端	村山高瀬川への合流点	4,300	山形市
	こも 菰 石 川	四次	山形市大字下東山字舟ヶ沢5350番地先の農道橋下流端	同 上	5,100	山形市
	大 門 川	四次	左岸 山形市大字下東山字長畑1932番地先 右岸 同市同大字同字2117番地先	同 上	2,300	山形市
	うち内 山 川	次	山形市大字妙見寺字鎌淵1493番の1地先の鎌淵橋	馬見ヶ崎川への合流点	2,400	山形市
	なな滑 川	三次	関沢堰堤	同 上	4,980	山形市
	葉の 木 沢 川	三次	左岸 山形市大字上宝沢字葉の木沢国有林27林班地先 右岸 同市同大字同字国有林21林班地先	同 上	800	山形市
	き 貴 船 川	二次	左岸 山形市大字船町字越626番地先 右岸 同市大字西中野字龍野町137番の2地先	左岸 山形市大字中野 字的場761番の1地先 右岸 同市同大字同字 755番の1地先	300	山形市
	さ 逆 川	三次	左岸 山形市大字中野字銅谷口3279番の5地先(銅谷口橋) 右岸 同市同大字字八幡前3003番地先	貴船川への合流点	2,000	山形市
	こ 小 鶴 沢 川	二次	左岸 山形県東村山郡山辺町大字大蔵字萱場3166番地先 右岸 同町同大字字滝返り2766番地先	須川への合流点	7,500	山辺町
	さかい 境 の 目 川	二次	左岸 山形県東村山郡山辺町大字山辺字前川原112番の2地先 右岸 同町同大字字町浦1324番の1地先 (町道駅前東高橋線下流端)	同 上	1,400	山辺町
	ま 摺 鉢 沢 川	二次	山形県東村山郡山辺町大字山辺字嶋ノ前3582番の1地先の県道橋下流端	同 上	1,900	山辺町
	こ 後 明 沢 川	二次	左岸 山形市大字上反田字沢口579番地先 右岸 同市大字常明寺字裏山803番地先(芳沢橋)	同 上	3,700	山形市 山辺町
	と 藤 沢 川	二次	左岸 山形市大字古館飛地字入1005番地先 右岸 同市大字村木沢3275番地先	同 上	2,100	山形市
	か 上 の 沢 川	二次	左岸 山形市大字村木沢字長岡242番の乙地先 右岸 同市同大字字坊屋敷2823番地先	同 上	2,300	山形市
	か 南 沢 川	二次	左岸 山形市村木沢字北の越2916番地先 右岸 同市村木沢字沢内5615番地先(不動滝)	同 上	3,300	山形市
	と 富 神 川	二次	左岸 山形市大字門伝字坂元1467番地先 右岸 同市大字柏倉字壁粕2047番地先	同 上	5,900	山形市
	お 遅 沢 川	二次	左岸 山形市大字柏倉字坊屋敷754番地先 右岸 同市同大字字金池755番地先	同 上	2,500	山形市
	い 大 川	二次	山形市大字鉄砲町字荒樋306番の1地先の(国道112号線)一貫清水橋	同 上	3,900	山形市
	も 本 沢 川	二次	左岸 上山市小白府字沼田216番地先 右岸 同市小白府同字216番の1地先	同 上	12,500	山形市 上山市
	は 花 川	二次	左岸 山形市大字津金沢字東浦2番の2地先 右岸 同市同大字字中道11番の1地先	同 上	3,200	山形市
	りゅう 龍 山 川	二次	山形市大字八森字下坪2番地先(市道・八森橋)	同 上	6,100	山形市
	さ 坂 巻 川	二次	左岸 山形市大字中桜田字金谷224番の3地先 右岸 同市同大字同字46番地先	同 上	2,600	山形市
	なる 鳴 沢 川	三次	左岸 山形市蔵王成沢字主屋敷219番の6地先 右岸 同市蔵王成沢同字420番の2地先	坂巻川への合流点	1,300	山形市
	うま 馬 立 川	三次	左岸 山形市大字上桜田字平608番の1地先 右岸 同市同大字字相馬且363番の4地先	同 上	1,050	山形市
	まつ 松 尾 川	二次	左岸 山形市蔵王上野字大平2467番の6地先 右岸 同市同字2514番の1地先	須川への合流点	6,000	山形市
	ま 酢 川	二次	左岸 山形市大字蔵王温泉字荒敷820番地先 右岸 同市同大字字須藤見町58番地先	同 上	9,800	山形市 上山市
	蔵 王 川	二次	仙人沢(川)の合流点	同 上	9,300	山形市
	せん 仙 人 沢 川	三次	上山市大字永野外1字蔵王外3国有林山形事業区41林班る小班地先の 県道橋下流端	蔵王川への合流点	1,200	上山市
	ま 前 川	二次	左岸 南陽市大字新田字銀山3952番の81地先 右岸 同市同大字同字13番の2地先	須川への合流点	15,390	上山市
	あ 荒 町 川	三次	左岸 上山市長清水字沢574番の6地先 右岸 同市河崎同字520番地先(砂防堰堤)	前川への合流点	1,300	上山市
	は 八 幡 堂 川	四次	左岸 上山市北町字沢1635番の6地先 右岸 同市同町同字1635番の2地先	荒町川への合流点	1,000	上山市
	か 河 原 期 川	三次	左岸 上山市大字河崎字反田222番の1地先 右岸 同市同大字同字221番地先(砂防堰堤)	前川への合流点	1,150	上山市
	お 思 川	三次	左岸 上山市小穴字朝日1274番地先 右岸 同市小穴同字2513番地先(文殊堂裏)	同 上	4,800	上山市
	ほう 蓬 菜 川	四次	左岸 上山市小穴字岩山下942番の1地先 右岸 同市小穴16番地先	思川への合流点	1,800	上山市
	に 濁 川	三次	左岸 上山市大字中山字西原2308番の1地先 右岸 同市同大字字上館原1752番の2地先	前川への合流点	1,200	上山市

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿岸市町村
			上 流 端	下 流 端		
	きた北川	三次	左岸 南陽市大字小岩沢字水上1368番の2地先 右岸 同市同大字字萱ヶ宿703番地先	同 上	900	南陽市
	ちゆう忠川 (前川放水路を含む)	三次	前川からの分派点	同 上	4,500	上山市 南陽市
	なま生居川	二次	左岸 上山市上生居字畑小場1102番地先 右岸 同市上生居同字1104番地先	須川への合流点	6,230	上山市
	かねやま金山川	二次	上山市金山字金山67番の乙地先の金山橋	同 上	3,600	上山市
	かかわま木川	三次	左岸 上山市大字橋下字柏木1571番地先 右岸 同市同大字同字1573番地先	金山川への合流点	3,240	上山市
	しほ菖蒲川	二次	左岸 上山市菖蒲字戸中沢1910番地先 右岸 同市菖蒲字滝ノ上600番の丙地先	須川への合流点	2,300	上山市
	いし右子沢川	一次	左岸 山形県東村山郡中山町大字柳沢字橋山1794番地先 右岸 同町同大字字堀切1210番の6地先(山橋橋)	山形県東村山郡中山町大字長崎字村下8039番の24地先の県道橋下流端	3,600	中山町
	しん新堀川	二次	左岸 山形県東村山郡中山町大字長崎字立道3492番の1地先 右岸 同町大字達磨寺字西屋浦447番地先	石子沢川への合流点	1,900	中山町
	ふ木動沢川	一次	左岸 山形県東村山郡中山町大字岡字松荷184番地先 右岸 同町同大字字堂北183番の1地先	最上川への合流点	1,200	中山町
	つき月布川	一次	左岸 山形県西村山郡大江町大字柳川字コピ山1番地先 右岸 同町同大字大滝沢1番地先	同 上	24,200	大江町
	いち市の沢川	二次	左岸 山形県西村山郡大江町本郷字上屋敷成320番の1地先 右岸 同町本郷字見引沢328番の1地先	月布川への合流点	1,700	大江町
	とろ所部川	二次	左岸 山形県西村山郡大江町大字所部字上マキ398番の36地先 右岸 同郡朝日町大字大谷字模様見田1761番地先	同 上	2,500	大江町 朝日町
	ほんぼん梵字川	二次	左岸 山形県西村山郡大江町大字本郷字堰口甲465番地先 右岸 同町同大字同字甲467番地先	同 上	700	大江町
	こ小新川	二次	左岸 山形県西村山郡大江町大字小新字小マキ408番の1地先 右岸 同町同大字字草刈場246番の3地先	同 上	1,300	大江町
	こ小清川	二次	左岸 山形県西村山郡大江町大字小清(字経七田)336番の乙地先 右岸 同町同大字(同字)729番地先	同 上	4,300	大江町
	こ小柳川	二次	左岸 山形県西村山郡大江町大字黒森字木徳沢398番地先 右岸 同町同大字字黒森383番の1地先	同 上	1,800	大江町
	おお大瀬川	二次	山形県西村山郡大江町大字沢口字なべこし700番の乙地先の中崎橋	同 上	4,900	大江町
	とく徳沢川	二次	左岸 山形県西村山郡大江町大字柳川字青柳沢677番の16地先 右岸 同町同大字同字674番の巳地先	同 上	800	大江町
	おん送橋川	一次	左岸 山形県西村山郡朝日町水本字不日当140番の1地先 右岸 同県東村山郡山辺町北作字上芦沢2617番地先	最上川への合流点	10,600	山辺町 朝日町
	さわかわ上川	二次	左岸 山形県東村山郡山辺町大字畑谷字上郷1478番地先 右岸 同町同大字同字1688番地先	送橋川への合流点	8,500	山辺町 朝日町
	あさ朝日川	一次	朝日侯沢の合流点 (左岸 山形県西村山郡朝日町大字立木番外地28林班に小班 右岸 同町同大字番外地14林班に小班)	最上川への合流点	21,920	朝日町
	おお大石沢川	二次	稚子沢の合流点	朝日川への合流点	1,080	朝日町
	ヌルマタ川	二次	大留沢の合流点	同 上	1,870	朝日町
	ひら平田川	一次	山形県西置賜郡白鷹町大字中山字丸森2643番の4地先の町道橋下流端	最上川への合流点	3,600	白鷹町
	さか実淵川	一次	左岸 山形県西置賜郡白鷹町大字黒鴨字矢櫃2156番の13地先 右岸 同町同大字字大豆2194番の18地先	同 上	8,037	白鷹町
	くま黒沢川	二次	山形県西置賜郡白鷹町大字深山字黒沢三2649番地先の砂防堰堤下流端	実淵川への合流点	1,200	白鷹町
	あら荒砥川	一次	山形県西置賜郡白鷹町大字滝野字小関1839番の2地先の小口橋	最上川への合流点	6,100	白鷹町
	くま草木沢川	二次	左岸 山形県西置賜郡白鷹町十王字粕塚3183番の1地先 右岸 同町十王同字3185番の3地先	荒砥川への合流点	500	白鷹町
	なな米沢川	二次	左岸 山形県西置賜郡白鷹町大字十王字小四王窪1860番地先 右岸 同町大字滝野字砥石445番地先	同 上	1,000	白鷹町
	はげ萩野川	二次	山形県西置賜郡白鷹町大字萩野字小橋1982番の2地先の萩野橋	同 上	2,300	白鷹町
	や八幡川	一次	西置賜郡白鷹町大字山口字遠藤前2474番地先	最上川への合流点	3,000	白鷹町
	かひ貝生川	一次	左岸 山形県西置賜郡白鷹町大字群藤字海生1021番の丁地先 (八幡沢合流点) 右岸 同町同大字同字1021番地先	同 上	5,000	白鷹町
	おん思川	一次	山形県西置賜郡白鷹町大字群藤字滝の原2番地先の杉沢橋	同 上	5,300	白鷹町
	かみ耳堂川	二次	山形県西置賜郡白鷹町大字群藤字君ヶ入5916番地先の砂防堰堤	思川への合流点	2,500	白鷹町
	きぬ絹市川	一次	左岸 山形県西置賜郡白鷹町大字横田尻字道家裏6444番地先 右岸 同町同大字字山道脇6392番地先	最上川への合流点	3,700	白鷹町
	なか中の沢川	二次	山形県西置賜郡白鷹町大字横田尻字毘沙門前6027番の1地先の県道橋下流端	絹市川への合流点	2,400	白鷹町
	うす白ヶ沢川	二次	左岸 山形県西置賜郡白鷹町大字横田尻字池端十二7165番地先 右岸 同町同大字字北山道二6874番地先	同 上	1,900	白鷹町

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿岸市町村
			上 流 端	下 流 端		
	小 鮎 貝 川	一次	山形県西置賜郡白鷹町大字高玉字竜門滝4166番の1地先	最上川への合流点	5,400	白鷹町
	大 鮎 貝 川	一次	山形県西置賜郡白鷹町大字高玉字岩屋沢4171番地先	同 上	3,900	白鷹町
	草 岡 川	一次	長井市大字草岡字大石沢2642番地先	同 上	6,600	長井市
	大 沢 川	一次	長井市大字白兔字南俣3164番地先	草岡川への合流点	3,000	長井市
	田 沢 川	二次	長井市大字勸進代字鉢立2567番地先	同 上	3,600	長井市
	平 沢 川	二次	長井市大字勸進代字中の沢2566番地先	同 上	3,400	長井市
	出 来 沢 川	二次	長井市大字草岡字館の口2329番地先	同 上	3,300	長井市
	岩 ヶ 沢 川	三次	左岸 長井市大字草岡字岩ヶ沢1520番地先 右岸 同市同大字同字1525番地先	出来沢川への合流点	1,500	長井市
	水 無 川	二次	長井市大字寺泉字水無沢4269番地先	草岡川への合流点	4,800	長井市
	北 の 沢 川	三次	長井市川原沢字大沢1370番地先の砂防堰堤	水無川への合流点	3,700	長井市
	森 ヶ 沢 川	一次	山形県西置賜郡白鷹町大字浅立字夫婦岩4318番地先	最上川への合流点	3,500	長井市
	置 賜 の 野 川	一次	左岸 長井市大字寺泉背手府4361番地先 右岸 同市同大字字長沢4360番地先	左岸 長井市大字寺泉字 桶沢国有林61林班い 小班地先 右岸 同市大字平野字 板沢国有林50林班む 小班地先	5,000	長井市
			左岸 長井市大字寺泉字化物沢国有林681林班い小班地先 右岸 同市大字平野字北脇ノ沢4164番地の1地先	最上川への合流点	9,300	
	三 谷 田 川	二次	長井市大字北桑沢4263番地先	置賜野川への合流点	2,400	長井市
	安 の 沢 川	三次	長井市寺泉字安の沢4202番地先の砂防堰堤	三合田川への合流点	1,400	長井市
	甲 沢 川	二次	左岸 長井市大字寺泉字五百沢4342番地先 (野川合流点から1,600米上流の地点) 右岸 同市同大字字大八沢4341番地先	同 上	1,600	長井市
	福 田 川	一次	左岸 山形県西置賜郡飯豊町大字中宇馬場946番の6地先 右岸 同町同大字同字946番の3地先	最上川への合流点	4,600	長井市 飯豊町
	置 賜 白 川	一次	左岸 山形県西置賜郡飯豊町大字倉倉字鍵掛873番地先 右岸 同町同大字字脇沢899番の1地先	左岸 山形県西置賜郡 飯豊町大字上原字下道下 368番の1地先の標柱 右岸 同町同大字字上角間田 217番の丙地先の標柱	10,900	長井市 飯豊町
			左岸 山形県西置賜郡飯豊町大字高峰字上坪深4236番の2地先の標柱 右岸 同町同大字字安道寺4092番地先の標柱	左岸 長井市時庭字中島川原 564番の9地先 右岸 同市歌丸字下川原一 2182番の9地先	17,000	
	萩 生 川	二次	左岸 山形県西置賜郡飯豊町大字萩生字大平2980番地先 右岸 同町同大字同字3005番地先	置賜白川への合流点	8,000	飯豊町
	小 白 川	二次	左岸 山形県西置賜郡飯豊町大字小白川字坪沼3620番地先 右岸 同町同大字字正計山3220番地先	同 上	5,500	飯豊町
	宇 津 川	二次	左岸 山形県西置賜郡飯豊町大字手の子字二ノ沢2283番地先 右岸 同町同大字字水上238番の1地先	同 上	4,600	飯豊町
	手 の 子 沢 川	二次	左岸 山形県西置賜郡飯豊町大字高峰赤イ田=2306番の3地先 右岸 同町同大字字秋浦沢4044番地先	同 上	2,500	飯豊町
	広 河 原 川	二次	左岸 山形県西置賜郡飯豊町大字広河原字滝ノ沢481番の1地先 右岸 同町同大字字蛇平442番の1地先	左岸 山形県西置賜郡 飯豊町大字上原字袖野沢 519番の4地先の標柱 右岸 同町同大字字市野原 166番の3地先	6,000	飯豊町
	小 屋 川	三次	左岸 山形県西置賜郡飯豊町大字小屋字大滝沢705番の9地先 右岸 同町同大字字大畑2番地先	左岸 山形県西置賜郡 飯豊町大字上原字日蔭 159番地先の標柱 右岸 同町大字須郷字 大太郎向34番の10地先	6,000	飯豊町
	所 沢 川	四次	山形県西置賜郡飯豊町大字小屋字八十苺407番の2地先の砂防堰堤	小屋川への合流点	440	飯豊町
	二 の 沢 川	五次	山形県西置賜郡飯豊町大字小屋字五十苺361番地先の砂防堰堤	所沢川への合流点	200	飯豊町
	宇 津 沢 川	二次	左岸 山形県西置賜郡飯豊町大字宇津沢字中の口310番地先 右岸 同町同大字字岩折戸307番地先	置賜野川への合流点	2,740	飯豊町
	遅 谷 川	二次	左岸 山形県西置賜郡飯豊町大字遅谷字起戸沢727番地先 右岸 同町同大字字藤沢781番の1地先	同 上	4,000	飯豊町
	潜 滝 沢 川	二次	左岸 山形県西置賜郡飯豊町大字下屋地字牛馬屋294番地先 右岸 同町同大字字上平沢310番地先	同 上	1,800	飯豊町
	や る み 沢 川	二次	左岸 山形県西置賜郡飯豊町大字白川字柳沢358番の乙地先 右岸 同町同大字同字357番地先	同 上	1,300	飯豊町

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿岸市町村
			上 流 端	下 流 端		
	小 稲 沢 川	二次	山形県西置賜郡飯豊町大字岩倉字小稲沢806番の1地先の上流端を示す標柱	同 上	400	飯豊町
	逆 川	一次	長井市大字上伊佐沢字山上4174番地先	最上川への合流点	5,000	長井市
	沼 田 川	一次	長井市今泉字炙喰49番の5地先の町道橋下流端	同 上	3,255	飯豊町 川西町
	もと元 宿 川	一次	左岸 山形県東置賜郡川西町大字小松字西常光橋1351番地先 右岸 同町同大字同字1350番地先	山形県東置賜郡川西町大字西大塚字元宿老262番の1地先の町道橋下流端	2,000	川西町
	いぬ 犬 川	一次	山形県東置賜郡川西町(大字)玉庭字同心327番の1地先	同 上	28,000	川西町
	くろ 黒 川	二次	左岸 山形県東置賜郡川西町大字大舟字長峰下398番の50地先 右岸 同町同大字同字398番地先	犬川への合流点	15,600	川西町
	あな 穴 塚 川	三次	山形県東置賜郡川西町大字上小松字履2657番地先の鉄道橋下流端	黒川への合流点	1,300	川西町
	しほ 浜 川	三次	山形県東置賜郡川西町大字時田字街道東49番の1地先の国道橋	同 上	2,800	川西町
	かき 逆 沢 川	一次	左岸 山形県東置賜郡川西町大字大舟字東前田100番地先 右岸 同町同大字同字91番地先	同 上	2,800	川西町
	きた 北 沢 川	二次	左岸 山形県東置賜郡川西町大字朴沢字大西中2018番地先 右岸 同町同大字同字2017番地先	犬川への合流点	1,600	川西町
	ウ ル イ 沢 川	三次	左岸 山形県東置賜郡川西町大字朴沢字中大谷2100番地先 右岸 同町同大字同字2102番地先	北沢川への合流点	1,200	川西町
	かろ 軽 井 沢 川	二次	左岸 山形県東置賜郡川西町大字玉庭字腰巡3762番地先 右岸 同町同大字字石田3768番地先	犬川への合流点	1,900	川西町
	こう 高 野 沢 川	二次	左岸 山形県東置賜郡川西町大字玉庭字塚田6154番の乙地先 右岸 同町同大字同字6150番地先	同 上	3,800	川西町
	あさ 浅 俣 川	二次	左岸 山形県東置賜郡川西町大字玉庭字スマ田379番の乙地先 右岸 同町同大字字クミノ木沢7005番の1地先	同 上	700	川西町
	おろ 織 機 川	一次	左岸 南陽市漆山字矢の沢口東2485番の丙地先 右岸 同市漆山字矢の沢口西2482番の2地先	最上川への合流点	7,500	南陽市
	さかい 界 川	一次	左岸 山形県東置賜郡川西町大字東大塚字中谷地331番地先 右岸 同町大字高山字沼田1949番地先	同 上	700	川西町
	かみ 上 無 川	一次	左岸 南陽市池黒字斎藤929番の24地先 右岸 同市池黒字扇田1140番の1地先	同 上	6,900	南陽市 川西町
	たん 誕 生 川	一次	左岸 米沢市広幡町上小菅字落合屋敷(巻1688番)地先 右岸 同市同町上小菅字五節平沢1685番の乙地先	山形県東置賜郡川西町大字高山字八幡堂東900番地先の県道橋下流端	9,900	米沢市 川西町
	まん 万 福 寺 川	二次	左岸 山形県東置賜郡川西町吉田字長沢野3270番の1地先 右岸 同町吉田字堂の西3311番の1地先	誕生川への合流点	560	川西町
	よし 吉 野 川	一次	左岸 南陽市小滝字組沢1番の999地先 右岸 同市小滝同字2番の1002地先	南陽市大橋字下宿浦1043番の3地先の鉄道橋下流端	26,694	南陽市 高島町
	ぼろ 棒 川	二次	左岸 山形県東置賜郡高島町大字深沼字熊野678番地先 右岸 同町同大字字砂押682番地先	吉野川への合流点	1,120	南陽市 高島町
	や 屋 代 川	二次	左岸 山形県東置賜郡高島町大字二井宿字二重坂6949番の1地先 右岸 同町同大字同字6955番地先	同 上	18,200	南陽市 高島町
	びろ 蛭 沢 川	三次	左岸 山形県東置賜郡高島町大字安久津字蛭沢263番の9地先(の道路) 右岸 同町同大字同字地先	屋代川への合流点	3,500	高島町
	しも 下 有 無 川	三次	山形県東置賜郡高島町大字高島字大沢山3693番の1地先	同 上	4,600	高島町
	よ 奈 良 坂 川	四次	左岸 山形県東置賜郡高島町大字高島字奈良坂3562番22地先 右岸 同町同大字同字3562番16地先	下有無川への合流点	1,620	高島町
	かみ 上 有 無 川	三次	産母女沢の合流点	屋代川への合流点	2,800	高島町
	お 大 滝 川	三次	山形県東置賜郡高島町大字二井宿字宿2350番の1地先の町道橋下流端	同 上	900	高島町
	お 和 田 川	一次	山形県東置賜郡高島町大字元和田元北和田字堂場東110番の1地先の県道橋下流端	山形県東置賜郡高島町大字夏茂元津久茂字都雲参60番地先の国道橋下流端	7,000	高島町
	はら 函 川	二次	山形県東置賜郡高島町大字一本柳字平方991番の7地先の町道橋下流端	和田川への合流点	1,300	高島町
	お 鬼 面 川 (大樽川を含む)	一次	不洞沢の合流点	左岸 山形県東置賜郡高島町大字上平柳字下在家1937番の14地先 右岸 同町同字北五百野1954番の9地先	32,358	米沢市 高島町 川西町
	お 大 樽 川	二次	左岸 米沢市大字関字太郎左衛門沢3969番地先 右岸 同市同大字字石切3938番地先	鬼面川への合流点	18,400	米沢市
	お 太 田 川	三次	左岸 米沢市大字築沢字唐戸屋口6299番地先 右岸 同市同大字字向平栗6294番地先	大樽川への合流点	5,700	米沢市
	つな 綱 木 川	三次	米沢市大字綱木字滝尻236番地先の治山堰堤下流端	同 上	9,750	米沢市
	から 鳥 川	四次	左岸 米沢市大字築沢字白畑8番地先 右岸 同市同大字字中丸沢6981番の12地先	綱木川への合流点	1,650	米沢市
	すな 砂 川	一次	左岸 山形県東置賜郡高島町大字下和田字砂田927番地先 (相の沢の合流点) 右岸 同町同大字字橋本810番地	最上川への合流点	9,700	高島町

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿岸市町村
			上 流 端	下 流 端		
	稲子川	二次	左岸 山形県東置賜郡高畠町大字上和田上組字稲子原2713番地先 右岸 同町同大字同字2716番地先	砂川への合流点	2,400	高畠町
	天王川	一次	左岸 米沢市万世町梓山字一の沢原5518番地先 右岸 同市同町梓山字菅原5498番地先	米沢市大字下新田字袖谷地 516番地先の県道橋下流端	17,020	米沢市
	馬橋川	一次	米沢市大字川井字上谷地46番地先の県道橋下流端	同 上	4,000	米沢市
	小黒川	二次	山形県東置賜郡高畠町大字上和田上組字小黒川1585番地先	天王川への合流点	8,300	米沢市 高畠町
	土谷川	二次	左岸 山形県東置賜郡高畠町大字上和田字海上2011番地先 右岸 同町同大字同字2010番地先	同 上	6,000	高畠町
	羽黒川	一次	左岸 米沢市大字大沢字伊加津知495番地先 右岸 同市同大字字面瀬平984番地先	最上川への合流点	16,700	米沢市
	刈安川	二次	左岸 米沢市万世町刈安字小向イ1267番地先 右岸 同市万世町刈安字窪方687番の2地先	羽黒川への合流点	4,615	米沢市
	まえがけ沢川	三次	左岸 米沢市大字三沢字石仏(2)3409番地先 右岸 同市同大字同字24875番の1地先	刈安川への合流点	2,060	米沢市
	矢沢川	三次	左岸 米沢市大字関根字孫作矢沢23500番地先 右岸 同市大字三沢字藤平口2366番地先	同 上	1,600	米沢市
	おたな小屋川	二次	左岸 米沢市大字大小屋字鶴見溝1323番の2地先 右岸 同市同大字字梢平1407番の1地先	羽黒川への合流点	1,100	米沢市
	堀立川	一次	左岸 米沢市大字李山上宮志田6062番の1地先 右岸 同市同大字字下宮志田6150番の1地先	最上川への合流点	10,800	米沢市
	蛭川	二次	左岸 米沢市遠山町字上の在家堀間616番地先 右岸 同市古志田町83番地先	堀立川への合流点	2,100	米沢市
	石出茂川	三次	左岸 米沢市遠山町字石樋7番の2地先 右岸 同市同町字石樋東2298番地先	蛭川への合流点	925	米沢市
対象河川計（最上川管理区間含む）				215河川	1,145,895	

水系	河川名	支川	ダム名	目的	設置者	管理者	沿岸市町村
もがみがわ 最上川	さがえがわ 寒河江川		さがえ 寒河江ダム	FNAWP	国土交通省 東北地方整備局	最上川ダム統合管理事務所	西川町
	おきたまらかわ 置賜白川		しらかわ 白川ダム	FNAWIP	国土交通省 東北地方整備局	最上川ダム統合管理事務所 白川ダム管理支所	飯豊町
	おきたまがわ 置賜野川		ながい 長井ダム	FNAWP	国土交通省 東北地方整備局	最上川ダム統合管理事務所 長井ダム管理支所	長井市
	おきたまがわ 置賜野川		きじやま 木地山ダム	NP	山形県 県土整備部	山形県 置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課	長井市
	まみがさがわ 馬見ヶ崎川		さおう 蔵王ダム	FNW管P	山形県 県土整備部	山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課	山形市
	すかわ 須川	まえかわ 前川	まえかわ 前川ダム	FN	山形県 県土整備部	山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課	上山市
	しろみづがわ 白水川		しろみづがわ 白水川ダム	FNA管P	山形県 県土整備部	山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課	東根市
	おものがわ 鬼面川	つなきがわ 綱木川	つなきがわ 綱木川ダム	FNW管P	山形県 県土整備部	山形県 置賜総合支庁建設部 河川砂防課	米沢市
	おしきりがわ 押切川	とめやぶがわ 留山川	とめやぶがわ 留山川ダム	FN	山形県 県土整備部	山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課	天童市
	もがみがわ 最上川		かみごう 上郷ダム	P	東北電力株式会社	東北電力株式会社 山形発電技術センター	朝日町
	さがえがわ 寒河江川		みずとる 水ヶ瀨ダム	P	東北電力株式会社	東北電力株式会社 山形発電技術センター	西川町
	ほろがわ 羽黒川	かりやすがわ 刈安川	みずほ 水窪ダム	AWI	農林水産省 東北農政局 西奥羽土地改良調査事務所	山形県 置賜総合支庁産業経済部 農村整備課	米沢市
	すかわ 須川	なまいがわ 生居川	なまいがわ 生居川ダム	A	山形県 農林水産部	上山市土地改良区	上山市
	あさひがわ 朝日川		きかわ 木川ダム	P	山形県 企業局	山形県 企業局 村山電気水道事務所	朝日町
	すかわ 須川	しょうぶがわ 菖蒲川	しょうぶがわ 菖蒲川ダム	A	山形県 農林水産部	上山市土地改良区	上山市
	すかわ 須川	もとさわがわ 本沢川	もとさわ 本沢ダム	A	山形県 農林水産部	最上川中流土地改良区	上山市
対象ダム計			16管理ダム				

(改正案)

最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会規約

(名称)

- 第1条 この会議は、最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。
- 2 最上川下流とは、酒田河川国道事務所が管理する最上川本支川及び山形県が管理する別表1の最上川支川、別表3の管理ダムを指すものとする。
- 3 赤川とは、酒田河川国道事務所が管理する赤川本支川及び山形県が管理する別表2の赤川本支川、別表4の管理ダムを指すものとする。

(目的)

- 第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により、大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、最上川下流、赤川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。
- なお、本協議会は水防法第15条の9及び第15条の10により組織する協議会である。

(協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表5の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表5の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

- 第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。
1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有。
 2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成。
 3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
 4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項。

(幹事会)

- 第5条 協議会の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表6の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。
- 5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表6の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、酒田河川国道事務所調査第一課流域治水課及び山形県県土整備部河川課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 5月30日から施行する。

平成29年 5月30日改正

平成30年 6月14日改正

令和 2年 7月 6日改正

令和 4年 8月 4日改正

令和 5年 7月31日改正

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿川市町村
			上 流 端	下 流 端		
最上川	京田川	一次	左岸 鶴岡市羽黒町川代字東増川山国有林鶴岡事業区43林班ろ小班地先 右岸 同市羽黒町川代同字国有林鶴岡事業区42林班ろ小班地先	左岸 酒田市坂野辺新田字下割14の3地先 右岸 同市落野目字広野7番地先	33,083	鶴岡市 酒田市 庄内町
	藤島川	二次	鶴岡市羽黒町川代字西増川山地先(国有林林小班)	京田川への合流点	32,500	鶴岡市 三川町
	黒瀬川	三次	鶴岡市羽黒町高寺字林崎1番地先の小黒川橋	藤島川への合流点	9,300	鶴岡市
	今野川	三次	鶴岡市羽黒町荒川字水沢101番地先の市道橋(今野橋)	同 上	7,600	鶴岡市
	宇津野沢川	二次	山形県東田川郡庄内町狩川字津野14番地の1地先の町道橋下流端	京田川への合流点	2,800	庄内町
	新小牧川	一次	左岸 酒田市大町字下割346番1地先 右岸 同市大町同字347番1地先	最上川への合流点	1,355	酒田市
	小牧川	二次	新小牧川からの分派点		3,025	酒田市
	相沢川	一次	酒田市北俣字奥山58番地	左岸 酒田市石名坂字上田元27番地先 右岸 同市楢橋字下川原456番地先	11,000	酒田市
	金谷沢川	二次	左岸 酒田市山谷新田字金谷63番地の1地先 右岸 同市山谷新田同字55番地先	相沢川への合流地点	3,000	酒田市
	西沢川	三次	左岸 酒田市山谷新田字西沢71番地の1地先 右岸 同市山谷新田同字70番の1地先	金谷沢川への合流点	1,500	酒田市
	やま山谷川	二次	左岸 酒田市山谷字堤廻り83番地先 右岸 同市山谷同字84番地先	相沢川への合流点	2,500	酒田市
	た田沢川	二次	左岸 酒田市山元字奥山国有林109林班い小班地先 右岸 同市山元字国有林104林班い小班地先	同 上	12,000	酒田市
	長根川	三次	左岸 酒田市田沢字上ノ山204番地先 右岸 同市田沢字長根159番地先	田沢川への合流点	500	酒田市
	庄内水沢川	三次	右岸 同市田沢字堰口裏16番の1地先	同 上	2,900	酒田市
	鷺沢川	三次	音見沢の合流点	同 上	2,000	酒田市
	橋山川	三次	左岸 酒田市橋山字高森21番地の乙地先 右岸 同市橋山同字29番地の丙地先	同 上	4,400	酒田市
	熊の沢川	四次	左岸 酒田市橋山字熊野沢6番地先 右岸 同市橋山同字16番地先	橋山川への合流点	1,000	酒田市
	三葉谷沢川	三次	左岸 酒田市山元字沢の内8番地先 右岸 同市山元字馬下沢1の6番地先	田沢川への合流点	2,000	酒田市
	小林川	三次	左岸 酒田市小林字天入防沢50番地の62地先 右岸 同市小林字村上1番地先	同 上	5,500	酒田市
	寺沢川	四次	左岸 酒田市西坂本字防中10番地先 右岸 同市西坂本字寺沢50番地先	小林川への合流点	700	酒田市
	クサイ沢川	三次	左岸 酒田市山元字奥山国有林103林班ろ小班地先 右岸 同市山元字滝ノ下国有林102林班め小班地先	田沢川への合流点	700	酒田市
	中野俣川	二次	酒田市中野俣字深山1番地先(国有林82林班さる小班)	相沢川への合流点	7,000	酒田市
	相掛沢川	三次	左岸 酒田市中野俣字相掛沢10番地先 右岸 同市中野俣同字16番地先	中野俣川への合流点	2,100	酒田市
	中里川	三次	酒田市中野俣字中里20番地の2地先の農道橋下流端	同 上	1,100	酒田市
	進藤沢川	三次	左岸 酒田市中野俣字沢山2番地先 右岸 同市中野俣同字1番地先	中野俣川への合流点	1,200	酒田市
	白石沢川	三次	左岸 酒田市中野俣字白石沢27番地の14地先 右岸 同市中野俣同字91番地の91地先	同 上	1,500	酒田市
	経ヶ蔵川	三次	左岸 酒田市中野俣字円能寺27番地先 右岸 同市中野俣字四十八坂6番地	同 上	400	酒田市
	越後沢川	二次	左岸 酒田市北俣字上野山19番地先 右岸 同市北俣字本宮1番地先	相沢川への合流点	1,000	酒田市
	よし吉ヶ沢川	二次	左岸 酒田市北俣字沢田102番地先 右岸 同市北俣同字101番地先	同 上	2,000	酒田市
	丸山川	二次	左岸 酒田市北俣字中台114番地 右岸 同市北俣字西峰112番地先	同 上	1,877	酒田市
	ひが東沢川	三次	左岸 酒田市北俣字東沢160番地先 右岸 同市北俣同字161番地先	丸山川への合流点	972	酒田市
	仲沢川	三次	左岸 酒田市北俣字仲沢12番地の24地先 右岸 同市北俣字中台55番の39地先	同 上	700	酒田市
	あい愛沢川	二次	左岸 酒田市北俣字桂沢114番地先 右岸 同市北俣同字大師石4番地	相沢川への合流点	2,700	酒田市
たけ竹田川	一次	左岸 酒田市字総光寺沢3番の1地先 右岸 同市同字3番の1地先	最上川への合流点	4,500	酒田市	
紅藤川	二次	左岸 酒田市土淵字早房1番の2地先 右岸 同市若ヶ沢字沢尻145番地先	竹田川への合流点	2,500	酒田市	

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿川市町村	
			上 流 端	下 流 端			
もがみ がわ 最上川	やま での がわ 山 寺 川	一次	酒田市山寺字欠之上127番地先の皇大神社橋下流端		最上川への合流点	1,400	酒田市
	み ね 初 がわ 見 初 川	二次	左岸 酒田市山寺字見初沢13番地先 右岸 同市山寺同字10番地先		山寺川への合流点	1,500	酒田市
	き ね お がわ 関 根 川	一次	左岸 酒田市山寺字小出孫谷地124番地の1地先 右岸 同市山寺字欠之上49番地の1地先		最上川への合流点	1,000	酒田市
	す ず がわ 鈴 川	一次	左岸 酒田市白ヶ沢字内畑1番地先 右岸 同市白ヶ沢字池田通り72番地先		同 上	2,700	酒田市
	す ず がわ 鈴 網 川	二次	酒田市白ヶ沢字西山17番地の1地先の砂防堰堤下流端		鈴川への合流点	2,000	酒田市
	な し き がわ 梨 木 川	一次	酒田市白ヶ沢字上沢通り1番の2地先の治山堰堤		最上川への合流点	1,700	酒田市
	さん 三 がわ 三 瀬 川	一次	左岸 酒田市成興野字上堰内109番地先 右岸 同市成興野字堰内31番地の2地先		同 上	5,000	酒田市
	また う ゑ がわ 又 右 三 筒 川	二次	酒田市成興野字箕輪2番地先の砂防堰堤		三瀬川への合流点	350	酒田市
	たち や がわ 立 谷 沢 川	一次	濁沢川の合流点		左岸 山形県東田川郡庄内町清川字上川原4番地先 右岸 同町腹巻野36番の20地先	21,820	庄内町
	こ い がわ 小 出 沢 川	二次	左岸 山形県東田川郡庄内町肝煎字下小出沢68番地先 右岸 同町肝煎字同字32番地先		立谷沢川への合流点	860	庄内町
	ひがし 東 がわ 大 沢 川	二次	左岸 山形県東田川郡庄内町肝煎字東大沢4番地先 右岸 同町肝煎同字5番の1地先		同 上	1,520	庄内町
	あ せ がわ 安 世 波 川	二次	小申花沢川の合流点		同 上	1,920	庄内町
	やま 山 がわ 造 川	二次	左岸 山形県東田川郡庄内町肝煎字須部野新田89番の2地先の砂防堰堤 下流端		同 上	3,000	庄内町
	みず 水 がわ 沢 川	二次	山形県東田川郡庄内町科沢字東山30番地の23地先の砂防堰堤下流端		同 上	1,400	庄内町
	にがし 濁 がわ 沢 川	二次	左岸 山形県東田川郡庄内町立谷沢字本沢国有林26林班い小班地先 右岸 同町立谷沢同字国有林25林班い小班地先		同 上	3,500	庄内町
	かし 柏 がわ 谷 沢 川	一次	左岸 酒田市柏谷沢字杉森6番地先 右岸 同市柏谷沢字水上64番の1地先		最上川への合流点	1,000	酒田市

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿川市町村	
			上 流 端	下 流 端			
あかがわ 赤川	あか がわ 川		大島池からの流出点		左岸 鶴岡市熊出字南俣95番の内5地先 右岸 鶴岡市中野新田字野新田7地先	37,400	鶴岡市
	おほ やま がわ 川	一次	左岸 鶴岡市坂野下字坂下26番地先 右岸 同市東目字河倉109番地先		左岸 酒田市広岡新田字道東34番地先 右岸 山形県東田川郡三川町大字成田新田字赤沼133番地先	24,850	鶴岡市 酒田市 三川町
	こほ まほ がわ 川	二次	左岸 山形県東田川郡三川町大字成田新田字小浜13番の1地先 右岸 同町同大字同字10番地先		大山川への合流点	500	鶴岡市 三川町
	あん たん がわ 川	二次	左岸 鶴岡市中野京田字一柳98番地先 右岸 同市西京田字与利替29番地先		同 上	1,400	鶴岡市
	ちよ やす がわ 川	二次	鶴岡市大淀川字洞合22番の3地先の興野橋		同 上	3,500	鶴岡市
	ゆ湯 じり がわ 川	二次	左岸 鶴岡市森片字前田100番の1地先 右岸 同市森片同字79番の1地先		同 上	5,000	鶴岡市
	おほ と がわ 川	二次	左岸 鶴岡市大広字町川1番地先 右岸 同市同大広字大木27番地先		同 上	6,800	鶴岡市
	や びき がわ 川	三次	鶴岡市矢引字矢引11番地先の函渠上流端		大戸川への合流点	2,029	鶴岡市
	こみず がわ 川	二次	左岸 鶴岡市中清水字但馬谷地95番地先 右岸 同市中清水同字96番地先		大山川への合流点	1,500	鶴岡市
	いっ ぼん じ がわ 川	二次	鶴岡市少連寺字家の前地先の与左エ門橋		同 上	3,000	鶴岡市
	かわ ち内 がわ 川	二次	左岸 鶴岡市関根字河内沢39番地先 右岸 同市関根同字38番地先		同 上	1,800	鶴岡市
	いっ せう じ がわ 川	一次	左岸 鶴岡市板井川字東村67番の12地先 右岸 同市板井川字関根下69番の3地先		赤川への合流点	19,300	鶴岡市
	すま だ がわ 川	二次	左岸 鶴岡市西荒屋字椿沢46番の1地先 右岸 同市西荒屋字柳沢1番地先		青竜寺川への合流点	2,600	鶴岡市
	うら 内 がわ 川	二次	青竜寺川からの分派点		鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端	16,450	鶴岡市
	しん うち がわ 川	三次	内川からの分派点		内川への合流点	2,340	鶴岡市
	なえ づ がわ 川	四次	左岸 鶴岡市我老林字村西76番地先 右岸 同市我老林同字77番地先		新内川への合流点	2,100	鶴岡市
	まる ぶん じ ろう がわ 川	二次	青竜寺川からの分派点		内川への合流点	2,700	鶴岡市
	た ざわ がわ 川	一次	左岸 鶴岡市黒川字田沢75番地先 右岸 同市黒川同字86番地先		赤川への合流点	2,500	鶴岡市
	き ぼん がわ 川	一次	左岸 鶴岡市松根字高森山115番の2地先 右岸 同市松根字相模山110番地先		同 上	4,000	鶴岡市
	みず なし がわ 川	一次	一の俣沢川の合流点		同 上	1,900	鶴岡市
	ひがし 岩 もと がわ 川	一次	二の又沢川の合流点		同 上	1,400	鶴岡市
	えつ ちゅう がわ 川	一次	鶴岡市越中山字村田25番の乙地先の砂防堰堤下流端		同 上	2,650	鶴岡市
	たき づの がわ 川	一次	左岸 鶴岡市熊出字南俣146番の4地先 右岸 同市熊出同字3番地先		同 上	1,300	鶴岡市
	ほん じ づ がわ 川	一次	出谷川の合流点		左岸 鶴岡市上名川字東山2番の4地先 右岸 同市田麦俣字六十里山国有林78林班い小班地先	20,800	鶴岡市
			左岸 鶴岡市上名川字東山9番の71地先 右岸 同市大綱字土倉13番地先		赤川への合流点	8,850	
	わさ だ がわ 川	二次	左岸 鶴岡市上名川字早田51番地先 右岸 同市上名川同字55番地先		梵字川への合流点	3,000	鶴岡市
	た むぎ がわ 川	二次	左岸 鶴岡市田麦俣字蟻腰67番の1地先 右岸 同市田麦俣字湯元91番地先		鶴岡市田麦俣字七ツ滝180番の9地先の国道橋下流端	2,560	鶴岡市
	ゆ湯 屋 ぼん がわ 川	二次	オトリ沢の合流点		同 上	5,400	鶴岡市
	ゆ湯 の がわ 川	一次	左岸 鶴岡市本郷字湯の沢1番地先 右岸 同市本郷同字1番の2地先		赤川への合流点	2,000	鶴岡市
	ひら ず がわ 川	一次	左岸 鶴岡市本郷字平沢1番の31地先 右岸 同市本郷字芋川1番の310地先		同 上	2,900	鶴岡市
	おほ かわ がわ 川	一次	左岸 鶴岡市行沢字大沢の内56番地先 右岸 同市行沢同字57番の3地先		同 上	650	鶴岡市
	いも 芋 がわ 川	一次	左岸 鶴岡市本郷字芋川123番地先 右岸 同市砂川字小又1番の2地先		同 上	2,000	鶴岡市
こみ 芋 がわ 川	一次	左岸 鶴岡市砂川字小芋15番地先 右岸 同市砂川同字14番の1地先		同 上	1,800	鶴岡市	
と ざわ がわ 川	一次	左岸 鶴岡市砂川字村下45番地先 右岸 同市砂川字毒蛇27番地先		同 上	2,500	鶴岡市	
こみ 松 がわ 川	一次	左岸 鶴岡市大針字松ヶ沢51番地先 右岸 同市大針字沢62番地先		同 上	1,500	鶴岡市	

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿川市町村
			上 流 端	下 流 端		
あかがわ 赤川	まつ 松 沢 川	一次	左岸 鶴岡市松沢字又口45番地先 右岸 同市松沢字日影5番地先	同 上	2,000	鶴岡市
	みず 水 上 沢 川	二次	左岸 鶴岡市松沢字沢口116番地先 右岸 同市松沢同字116番地先	松沢川への合流点	330	鶴岡市
	あな 穴 無 沢 川	二次	左岸 鶴岡市松沢字沢口115番地先 右岸 同市松沢同字115番地先	同 上	400	鶴岡市
	せい 青 竜 川	一次	鶴岡市下田沢字滝の俣28番の1地先の林道橋下流端	赤川への合流点	400	鶴岡市
	くら 倉 沢 川	一次	左岸 鶴岡市倉沢字中向104番地先 右岸 同市倉沢字摩耶山4番地先	同 上	5,000	鶴岡市
	こし 越 沢 川	二次	左岸 鶴岡市倉沢字越沢21番地先 右岸 同市倉沢字上道田17番地先	倉沢川への合流点	800	鶴岡市
	うえ 上 田 沢 川	一次	左岸 鶴岡市上田沢字下小中島88番地先 右岸 同市上田沢字中明5番地先	赤川への合流点	4,000	鶴岡市
	ま 鱒 瀬 川	一次	鶴岡市荒沢字鱒瀬6番地先の砂防堰堤	同 上	3,500	鶴岡市
	にし 西 大 鳥 川	一次	鶴岡市大鳥字樹形1番地先	同 上	10,800	鶴岡市
	せ 大 鳥 池	一次		同 上	1,125	鶴岡市

水系	河川名	支川	ダム名	目的	設置者	管理者	沿岸市町村
最上川	たちやざわがわ 立谷沢川		たちやざわがわ 立谷沢川 第一ダム	P	東北電力 株式会社	東北電力 株式会社 庄内発電技術センター	庄内町
	たさわがわ 田沢川		たさわがわ 田沢川ダム	FNW	山形県 県土整備部	山形県 庄内総合支庁 建設部 河川砂防課	酒田市

別表 4

水系	河川名	支川	ダム名	目的	設置者	管理者	沿岸市町村
赤川	ほんじがわ 梵字川		がつさん 月山ダム	FNWP	国土交通省 東北地方整備局	月山ダム管理所	鶴岡市
	あかがわ 赤川		あらかわ 荒沢ダム	FNP	山形県 県土整備部	山形県 庄内総合支庁 建設部 荒沢ダム管理課	鶴岡市
	ほんじがわ 梵字川		やくわ 八久和ダム	P	東北電力 株式会社	東北電力 株式会社 庄内発電技術センター	鶴岡市
	ほんじがわ 梵字川		ほんじがわ 梵字川ダム	P	東北電力 株式会社	東北電力 株式会社 庄内発電技術センター	鶴岡市
	あかがわ 赤川		しんおちあい 新落合ダム	P	東北電力 株式会社	東北電力 株式会社 庄内発電技術センター	鶴岡市

別表 5 (協議会)

(構成員)	鶴岡市長 酒田市長 三川町長 庄内町長 遊佐町長 (オブザーバー) 気象庁 山形地方気象台長 山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課長 山形県 県土整備部 河川課長 山形県 県土整備部 砂防・災害対策課長 山形県 庄内総合支庁 総務企画部長 山形県 庄内総合支庁 建設部長 東北電力 株式会社 庄内発電技術センター所長 国土交通省東北地方整備局 月山ダム管理所長 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所長
(事務局)	国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課 流域治水課 山形県県土整備部 河川課

別表 6 (幹事会)

(構成員)	鶴岡市 防災安全課長
	酒田市 危機管理課長
	三川町 総務課長
	庄内町 環境防災課長
	遊佐町 総務課長 (オブザーバー)
	気象庁 山形地方气象台 防災管理官
	山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
	山形県 県土整備部 河川課 課長補佐
	山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
	山形県 庄内総合支庁 総務企画部 総務課 防災安全室長
	山形県 庄内総合支庁 建設部 河川砂防課長
	山形県 庄内総合支庁 建設部 荒沢ダム管理課長
	東北電力 株式会社 庄内発電技術センター 課長
	国土交通省東北地方整備局 月山ダム管理所長
	国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 副所長
(事務局)	国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課 流域治水課
	山形県県土整備部 河川課

荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会規約（改定案）

（設置）

第1条 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第三十一号）」第十五条の十の規程に基づき、同項に規定する大規模氾濫減災協議会を置く。

（名称）

第2条 前条の大規模氾濫減災協議会は、「荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」）という。

2 荒川上流とは、山形県が管理する荒川上流の河川（別表1）を指すものとする。

（目的）

第3条 本協議会は、水防災意識社会再構築ビジョンの考え方にに基づき、荒川上流における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、山形県、小国町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会）

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 また、別表3に定める機関にアドバイザーを置く。

3 協議会の運営、進行及び招集は第8条に定める事務局が行う。

4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会）

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。

3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。

4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事をまとめた「地域の取組方針」の作成
3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
4. その他、減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表とすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会及び幹事会の事務局は、山形県県土整備部河川課及び山形県置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成29年6月2日から施行する。

平成30年7月6日改正

令和元年6月17日改正

令和3年10月8日改正

令和5年7月31日改正

別表 1

水系	河川名	支川	区 間		管理延長 (m)	沿岸市町村			
			上 流 端	下 流 端					
あらかわ 荒川	あら 荒	かわ 川		山形県西置賜郡小国町大字五味沢字針生平地先の大石沢の合流点		27,245	小国町		
	たま 玉	がわ 川	一次	檜木山沢の合流点	荒川への合流点	23,500	小国町		
	あし 足	みず 水	がわ 川	二次	山形県西置賜郡小国町大字榊口字細田10番地先の町道沢中橋	玉川への合流点	11,800	小国町	
	ひら 百	こ 子	ざわ 沢	がわ 川	三次	山形県西置賜郡小国町大字百子沢字大坪188番地先	足水川への合流点	1,100	小国町
	お 小	くに 内	がわ 川	二次	左岸 山形県西置賜郡小国町大字小玉川字伊勢堂裏698番地先 右岸 同町同大字字大谷地715番地先	玉川への合流点	3,700	小国町	
	よこ 横	がわ 川	一次	浅又沢の合流点 左岸 山形県西置賜郡小国町大字綱木箱口字樫向637番の1地先 右岸 同町同大字字ラツクバ国有林62の1林班い小班 地先	左岸 山形県西置賜郡 小国町大字新設字窪 29番の1地先 右岸 同町同大字字河窪 42番の1地先 荒川への合流点	22,800	小国町		
	た 田	ざわ 沢	がわ 川	二次	左岸 山形県西置賜郡小国町大字田沢頭字梅津55番の3地先 右岸 同町同大字字浦田343番地先	横川への合流点	3,900	小国町	
	ま 前	がわ 川	三次	左岸 山形県西置賜郡小国町大字田沢頭字口明沢626番地先 右岸 同町同大字字平林638番の2地先	田沢川への合流点	1,500	小国町		
	お 大	ざわ 沢	がわ 川	二次	山形県西置賜郡小国町大字岩井沢字大沢1852番の1地先の砂防堰堤	横川への合流点	2,500	小国町	
	お 大	たま 滝	がわ 川	二次	左岸 山形県西置賜郡小国町大字大滝字灰塚2番地先 右岸 同町同大字字上の坂229番地先	同 上	2,900	小国町	
	く 黒	ざわ 沢	がわ 川	二次	左岸 山形県西置賜郡小国町大字黒沢字二百苅83番地先 右岸 同町同大字字梨木向85番の2地先	同 上	2,000	小国町	
	み 明	ざわ 沢	がわ 川	二次	左岸 山形県西置賜郡小国町大字沼沢字坂禿146番地先 右岸 同町同大字字木附1205番の18地先	横川への合流点	5,400	小国町	
	さ 桜	がわ 川	三次	山形県西置賜郡小国町大字白子沢字二渡戸792番の乙の1地先の県道 二渡戸橋	明沢川への合流点	9,600	小国町		
	ま 間	ざ 瀬	がわ 川	四次	左岸 山形県西置賜郡小国町大字沼沢字三拾刈318番の1地先 右岸 同町同大字字中丸1228番地先	桜川への合流点	7,900	小国町	
	も 森	のこ し	がわ 川	四次	左岸 山形県西置賜郡小国町大字白子沢字長畑橋元765番の1地先 右岸 同町同大字字764番地先	同 上	3,000	小国町	
	お 大	いし 石	ざわ 沢	がわ 川	二次	左岸 山形県西置賜郡小国町大字大石沢字峠下137番の1地先 右岸 同町同大字132番の1地先	左岸 山形県西置賜郡 小国町大字叶水字源兵衛畑 293番の4地先 右岸 同町同大字字松籠前 282番の1地先	7,600	小国町
	か 樺	ざわ 沢	がわ 川	三次	左岸 山形県西置賜郡小国町大字大石沢字入山根903番地先 右岸 同町同大字字薄沢887番の巳地先	大石沢川への合流点	900	小国町	
	か 貝	し 少	がわ 川	一次	左岸 山形県西置賜郡小国町大字貝少字外林入297番地先 右岸 同町同大字字滝保口22番地先	荒川への合流点	3,500	小国町	
	こ 越	ざわ 沢	がわ 川	一次	左岸 山形県西置賜郡小国町大字舟渡字番倉1234番の1地先 右岸 同町同大字字立平1233番の1地先	同 上	1,300	小国町	
	か 金	め 目	がわ 川	一次	荒沢の合流点	同 上	8,300	小国町	
と 戸	ざわ 沢	がわ 川	一次	左岸 山形県西置賜郡小国町大字今市字森ノ越74番地先 右岸 同町同大字同字71番の乙地先	同 上	2,150	小国町		
お 折	と 戸	がわ 川	一次	左岸 山形県西置賜郡小国町大字入折戸字広野面171番地先 右岸 同町同大字同字178番の1地先	同 上	4,100	小国町		
い 石	だ 滝	がわ 川	一次	左岸 山形県西置賜郡小国町大字石滝字砂子沢23番の1地先 右岸 同町同大字字上高平11番地先	同 上	3,100	小国町		
対象河川計					23河川	159,795			

別表 2

機 関 名	代 表 者
(委員) 小国町 気象庁 山形地方気象台 国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 山形県 置賜総合支庁 山形県 置賜総合支庁 (オブザーバー) 山形県 防災くらし安心部	町 長 台 長 所 長 総務企画部長 建設部長 防災危機管理課長

別表 3

機 関 名
(アドバイザー) 国土交通省東北地方整備局 河川部 国土交通省北陸地方整備局 河川部 国土交通省北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所

別表 4

機 関 名	代 表 者
小国町 小国町 小国町 気象庁 山形地方気象台 国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 山形県 置賜総合支庁 山形県 置賜総合支庁	町民税務課長 ⇒ 町民課長 総務課長 ⇒ [危機管理部門が町民課長に] 地域整備課長 防災管理官 横川ダム管理支所長 総務企画部 総務課 防災安全室長 建設部 西置賜河川砂防課長 ⇒ 技術主幹(兼)西置賜河川砂防 課長(兼)県南豪雨災害復旧対 策技術主幹

山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会 規約改正 (案)

(協議会の構成員の変更)

気象庁 山形気象台 次長 ⇒ 気象庁 山形地方気象台 台長

(幹事会の構成員の変更)

鶴岡市 市民部 危機管理監 ⇒ 鶴岡市 市民部 防災安全課長

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

山形県二級河川の減災に係る取組方針 改正 (案)

(協議会の構成員の変更)

気象庁 山形気象台 次長 ⇒ 気象庁 山形地方気象台 台長

(改正案)

山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会規約

(名称)

- 第1条 本会の名称は、「山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「協議会」とする。
- 2 山形県二級河川とは、山形県が管理する二級河川(別表1)及び管理ダム(別表2)を指すものとする。

(目的)

- 第2条 本協議会は、水防災意識社会再構築ビジョンの考え方にに基づき、二級河川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。
- なお、本協議会は水防法第15条の10により組織する協議会である。

(協議会)

- 第3条 協議会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 2 また、別表4に定める機関にアドバイザーを置く。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は第8条に定める事務局が行う。
- 4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会)

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表5の職にある者をもって構成する。
- 3 また、別表4のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表5の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

- 第5条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。
1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ

- れ又は連携して取り組む事をまとめた「地域の取組方針」の作成
3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
 4. その他、減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表とすることができる。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、山形県県土整備部河川課及び山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課に置く。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、平成29年 5月30日から施行する。
平成30年 6月14日改正
令和 2年 7月 6日改正
令和 年 月 日改正

別表 1

1 月光川水系

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿川市町村	
			上 流 端	下 流 端			
月光川	月光川		左岸	飽海郡遊佐町杉沢字嶽の腰国有林酒田事業区18林班ユ小班		17,400	遊佐町
			右岸	同町吉出字金侯国有林酒田事業区13林班サ小班			
	洗沢川	一次	左岸	飽海郡遊佐町直世字村上30番地先	月光川への合流点	4,600	遊佐町
			右岸	同町直世同字1番地先			
	牛渡川	二次	左岸	飽海郡遊佐町直世字荒川34番地先	洗沢川への合流点	1,500	遊佐町
			右岸	同町直世同字33番2地先			
	滝瀬川	三次	左岸	飽海郡遊佐町直世字高ノ上106番5地先	牛渡川への合流点	2,740	遊佐町
			右岸	同町直世字山居104番6地先			
	庄内高瀬川	一次	左岸	飽海郡遊佐町長坂82番の1地先	月光川への合流点	6,600	遊佐町
			右岸	同町北日字麻掛1番の2地先			
	野沢川	二次	左岸	飽海郡遊佐町白井新田字東前田10番の2地先	庄内高瀬川への合流点	3,400	遊佐町
			右岸	同町白井新田字石合13番の1地先(町道函渠下流端)			
野地川	三次	左岸	飽海郡遊佐町野沢字清四新田83番の1地先	野沢川への合流点	1,350	遊佐町	
		右岸	同町野沢字椿坂63番地先				
山田川	一次		飽海郡遊佐町大字官有地内懐の内11林班のは地先	月光川への合流点	2,500	遊佐町	
庄内熊野川	一次		飽海郡遊佐町杉沢字嶽の腰2番地の1地先(林道橋下流端)	同 上	5,100	遊佐町	
大樽川	二次	左岸	飽海郡遊佐町大字松木沢湯の尻48番地先	庄内熊野川への合流点	2,600	遊佐町	
		右岸	同町大字松木沢同字47番地先				
と百沢川	三次	左岸	飽海郡遊佐町白井新田字村下1番の1地先	野沢川への合流点	1,750	遊佐町	
		右岸	同町白井新田字千度石長根70番地先				

2 日向川水系

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿川市町村	
			上 流 端	下 流 端			
日向川	日向川		酒田市升田字奥山上流6.5軒地点		32,500	酒田市	
	西通川	一次	左岸	飽海郡遊佐町北日字菅野南山月光川合流点	日向川への合流点	7,800	遊佐町
			右岸	同町江地字菖蒲谷地月光川合流点			酒田市
	草田川	一次	左岸	酒田市米島字中草田	同 上	2,100	酒田市
			右岸	同市千代田字下草田			
	荒瀬川	一次	左岸	酒田市上青沢字菖蒲谷地字屋敷地	同 上	15,144	酒田市
			右岸	同市北青沢字大保白玉川合流点			
	石田川	二次	左岸	酒田市大蔵字沢の内156番の1地先	荒瀬川への合流点	1,000	酒田市
			右岸	同市大蔵同字161番地先			
	小平沢川	二次	左岸	酒田市下青沢字日湯154番地先	同 上	1,000	酒田市
			右岸	同市下青沢同字135番地先			
	大平沢川	二次	左岸	酒田市下青沢字大平沢23番地先	同 上	700	酒田市
			右岸	同市下青沢同字226番地先			
	芦沢川	二次		酒田市北青沢字大芦沢	同 上	1,800	酒田市
	姥ヶ沢川	二次	左岸	酒田市上青沢字姥ヶ沢41番地の2地先	同 上	2,200	酒田市
			右岸	同市上青沢同字44番地先			
小屋瀬川	二次		酒田市北青沢字小屋瀬	同 上	280	酒田市	
白玉川	二次	左岸	酒田市上青沢字白玉	同 上	1,500	酒田市	
		右岸	酒田市北青沢字白玉川				
不動沢川	一次		県道升田芦田線(不動沢橋)	日向川への合流点	2,300	酒田市	
草津川	一次	左岸	酒田市草津字川の内10番地先	同 上	1,500	酒田市	
		右岸	同市草津字小清水48番地先				
前川の川	一次		酒田市升田字大森	同 上	3,900	酒田市	
大八重川	一次	左岸	酒田市奥山	同 上	1,000	酒田市	
		右岸	日向川合流点1軒上流				

3 新井田川水系

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿川市町村	
			上 流 端	下 流 端			
新井田川	新井田川		左岸	酒田市生石字大平24番地先	15,100	酒田市	
			右岸	同市生石字大平10番地先			
	幸福川	一次		酒田市保岡字村際50番の15地先の県道橋(井皿橋)	新井田川への合流点	3,800	酒田市
	豊川	二次	左岸	酒田市酒井新田字二番割2番地先(幸福川との分岐点)	宮海岸壁南端より42.64メートル上流	3,000	酒田市
			右岸	同市豊里字落脇58番の6地先			
	寺田川	一次		酒田市前川字後田32番の1地先の農道橋下流端	新井田川への合流点	4,430	酒田市
境川	一次		酒田市北境字赤坂(神社橋)	同 上	4,000	酒田市	
平田川	一次	左岸	酒田市山橋字南山40番の1地先	同 上	5,000	酒田市	
		右岸	同市山橋字北山63番の2地先				

4 岡町川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
おかまちがわ 岡町川	おか 岡	まち 町 がわ 川	左岸 鶴岡市加茂字坂の下168番地先 右岸 同市加茂同字175番地先		750	鶴岡市

5 油戸川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
あぶらどがわ 油戸川	あぶら 油	ど 戸 がわ 川	左岸 鶴岡市油戸字中田23番の140地先 右岸 同市油戸同字101番の3地先		920	鶴岡市

6 楯下川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
たてしたがわ 楯下川	たて 楯	した 下 がわ 川	左岸 鶴岡市由良字町田2番の1地先 右岸 同市由良同字6番の1地先		660	鶴岡市

7 三瀬川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村		
			上流端	下流端				
さんせきがわ 三瀬川 (上流水照川を含む)	さん 三	せきがわ 瀬川	左岸 鶴岡市三瀬字藤倉16番の1地先 右岸 同市三瀬同字16番の3地先		4,631	鶴岡市		
			左岸 鶴岡市中山字向山27番の10地先 右岸 同市中山同字27番地の2地先	三瀬川への合流点			5,700	鶴岡市
			鶴岡市中山字石川原112番の1地先の林道橋	降矢川への合流点			2,200	鶴岡市
			左岸 鶴岡市三瀬字二口84番地先 右岸 同市三瀬同字85番地先	三瀬川への合流点			2,800	鶴岡市

8 五十川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村		
			上流端	下流端				
いらがわ 五十川	い 五 がわ 川		左岸 鶴岡市菅の代字川内23番地 右岸 同市菅の代字沢口2番地先		16,700	鶴岡市		
		一次	鶴岡市小菅野代字西山54番の2地先	五十川への合流点			5,000	鶴岡市
		一次	鶴岡市五十川字沢内(船木台橋)	同 上			500	鶴岡市
		一次	左岸 鶴岡市五十川字仙の沢55番地先 右岸 同市五十川同字29番地先	同 上			3,100	鶴岡市
		一次	左岸 鶴岡市戸沢字西の俣23番地先 右岸 同市戸沢字大早田55番地先	同 上			1,800	鶴岡市
		一次	左岸 鶴岡市菅の代字宮の下53番地の1地先 右岸 同市菅の代同字55番地先	同 上			500	鶴岡市

9 温海川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村		
			上流端	下流端				
あつみかわ 温海川	あつ 温	左岸 鶴岡市温海川字後田(荒谷取入口) 右岸 同市温海川字中ノ俣		15,800	鶴岡市			
		一次	左岸 鶴岡市温海川字南俣川45番地先 右岸 同市温海川字屋敷90番地先(南俣橋上流50米)			温海川への合流点	1,000	鶴岡市
		一次	左岸 鶴岡市温海字北俣23番の2地先 右岸 同市温海同字82番地先			同 上	1,500	鶴岡市

10 庄内小国川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村		
			上流端	下流端				
しょうないおくにがわ 庄内小国川	しょう 庄	左岸 鶴岡市越沢字聖台53番の1地先 右岸 同市越沢字榎代49番地先		21,600	鶴岡市			
		一次	左岸 鶴岡市小国字広谷4番の2地先(広谷堰堤) 右岸 同市小国同字1番地先			庄内小国川への合流点	2,300	鶴岡市
		一次	左岸 鶴岡市木野俣字向田116番地先 右岸 同市木野俣113番地先			同 上	1,000	鶴岡市
		一次	左岸 鶴岡市木野俣字不動滝117番地先 右岸 同市木野俣162番地先			同 上	1,200	鶴岡市

11 巖沢川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
いざわがわ 巖沢川	いざ 巖	ざ 沢 がわ 川	左岸 鶴岡市小岩川字北沢49番地先 右岸 同市小岩川同字45番の1地先		1,200	鶴岡市

1.2 出口沢川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
でくちさわかわ 出口沢川	でくちさわかわ 出口沢川		鶴岡市小岩川字南沢38番の1地先の林道橋下流端		1,200	鶴岡市

1.3 早田川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
わさだかわ 早田川	わさだかわ 早田川		左岸 鶴岡市早田字山藤86番地先 右岸 同市早田字河内177番地先		1,100	鶴岡市

1.4 鼠ヶ関川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
ねずがせきかわ 鼠ヶ関川	ねずがせきかわ 鼠ヶ関川		左岸 鶴岡市関川字向92番地先 右岸 同市関川同字90番地先(入山橋)		15,700	鶴岡市

1.5 村上川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
むらかみかわ 村上川	むらかみかわ 村上川		左岸 鶴岡市由良字村上33番の37地先 右岸 同市由良同字71番地先		250	鶴岡市

1.6 長者川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
ちやうじゃかわ 長者川	ちやうじゃかわ 長者川		左岸 鶴岡市由良字川原田47番の1地先 右岸 同市由良同字68番の20地先(暗渠下流端)		475	鶴岡市

1.7 天竜川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
てんりゅうかわ 天竜川	てんりゅうかわ 天竜川		左岸 鶴岡市堅苔沢字淵の上447番地先 右岸 同市堅苔沢同字347番の3地先(農道橋下流端)		530	鶴岡市

対象河川計			59河川	269,710		
-------	--	--	------	---------	--	--

別表2

水系	河川名	支川	ダム名	目的※	設置者	管理者	沿川市町村
がっこうがわ 月光川	がっこうがわ 月光川		がっこうがわ 月光川ダム	F	山形県県土整備部	山形県庄内総合支庁 河川砂防課	遊佐町
あつみがわ 温海川	あつみがわ 温海川		あつみがわ 温海川ダム	F N P	山形県県土整備部	山形県庄内総合支庁 河川砂防課	鶴岡市

※目的 F=治水 N=維持用水 P=発電

別表 2

水系	河川名	支川	ダム名	目的※	設置者
がっこうがわ 月光川	がっ 月 こう 光 がわ 川		がっこうがわ 月光川ダム	F	山形県県土整備部
あつみがわ 温海川	あつ 温 み 海 がわ 川		あつみがわ 温海川ダム	F N P	山形県県土整備部

別表 3

機 関 名	代 表 者
(委員)	
鶴岡市	市 長
酒田市	市 長
遊佐町	町 長
気象庁 山形 地方 気象台	次 長 台 長
山形県 庄内総合支庁	総務企画部長
山形県 庄内総合支庁	建設部長
(オブザーバー)	
山形県 防災くらし安心部	防災危機管理課長

別表 4

機 関 名
(アドバイザー)
国土交通省東北地方整備局河川部

別表 5

機 関 名	代 表 者
鶴岡市	市民部 危機管理監 防災安全課長
酒田市	総務部 危機管理課長
遊佐町	総務課長
気象庁 山形 地方 気象台	防災管理官
山形県 庄内総合支庁	総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 庄内総合支庁	建設部 河川砂防課長

(改正案)

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
山形県二級河川の減災に係る取組方針



(遊佐町水防訓練)

平成29年11月27日

令和 4年11月10日 改定

令和 年 月 日 改定

山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会

〔 鶴岡市、酒田市、遊佐町、
山形県、山形地方气象台 〕

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
鶴岡市 酒田市 遊佐町 気象庁 山形県	市長 市長 町長 山形地方気象台 次長 台長 庄内総合支庁 総務企画部長 庄内総合支庁 建設部長
(オブザーバー) 山形県防災くらし安心部	防災危機管理課長
(アドバイザー) 国土交通省東北地方整備局河川部	

7. フォローアップ

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国を取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うものとする。

なお、各構成機関の取組については、各々が策定主体となる防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むものとする。

(附則)

平成29年11月27日 作成

令和4年11月10日 改定

令和 年 月 日 改定